

平成 27 年 9 月 10 日開会

# 第 3 回定例会会議録

美波町議会

見 出 表	頁
9 月 10 日 (木)	
■ 議長開会の挨拶	5
■ 町長提案理由の説明	6
9 月 11 日 (金)・9 月 12 日 (土)	
9 月 13 日 (日)・9 月 14 日 (月)	
休 会	
9 月 15 日 (火)	
■ 一般質問	
・ 7 番議員	29
日和佐川河口部に可動防波堤の建設を	
農山漁村の生き残り戦略	
・ 4 番議員	36
平成 27 年度避難訓練について	
災害時の救急対策について	
・ 9 番議員	49
新電力 (PPS : 特定規模電気事業者) への利用拡大と自然再生エネルギーでの地域おこしの取り組みについて	
美波病院及び医療保健センター (診療所) の運営について	
税徴収の取り組みについて	

見 出 表	頁
・ 12 番議員	65
マイナンバーの安全性は確保されているのか	
国保税の減額をどのようにしているのか	
医療センター	
9 月 16 日（水）	
総務産業建設常任委員会・文教厚生常任委員会	
9 月 17 日（木）	
■ 議案審議	73
■ 追加議案	93
■ 町長提案理由の説明	93
■ 閉会中の継続調査申出書について	95
■ 閉会	96

平成 27 年 9 月 10 日美波町議会第 3 回定例会を美波町役場議場に招集された。

1 番	舛田 邦人	2 番	岩瀬 公	3 番	江本 昇
4 番	北山 朝彦	5 番	川尻 竹藏	6 番	松本 晋児
7 番	永本善次郎	8 番	寺下 博子	9 番	戎野 博
10 番	向山 篤宏	11 番	丸龍 孝敏	12 番	中川 尚毅

1、不応召議員は次のとおりである。

な し

1、出席議員は次のとおりである。

1 番	舛田 邦人	2 番	岩瀬 公	3 番	江本 昇
4 番	北山 朝彦	5 番	川尻 竹藏	6 番	松本 晋児
7 番	永本善次郎	8 番	寺下 博子	9 番	戎野 博
10 番	向山 篤宏	11 番	丸龍 孝敏	12 番	中川 尚毅

1、本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 別宮 亀弘

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のために会議に出席したものは次のとおりである。

町 長	影治 信良	副 町 長	山路 和秀
教 育 長	寺内 康博	支 所 長	海司 広幸
会計管理者兼会計課長	丸岡 武	総務企画課長	磯野 晴幸
特定事業調整監	橋本 一晴	消防防災係長	近藤 和人
税 務 課 長	豊崎 浩司	住民生活課長	山本 浩一
保健福祉課長	島田 修	産業振興課長	小坂 進
建 設 課 長	鶴木 敏夫	水 道 課 長	中林 伸次
支 所 次 長	花木美名子	学校教育課長	武田 和幸
社会教育課長	住田 浩一	日和佐病院事務長	岡本 照彦
由岐病院事務長	木本 節	監 査 委 員	青木 昭夫
教育委員長	原田 村美		

1. 会議事件は次のとおりである。

【認定】2件

- 認定第 1号 平成26年度美波町公営企業会計決算の認定について  
認定第 2号 平成26年度美波町歳入歳出決算の認定について

【報告】2件

- 報告第 7号 平成26年度決算における健全化判断比率について  
報告第 8号 平成26年度決算における資金不足比率について

【専決議案】1件

- 議案第51号 専決処分報告について  
専決第12号 平成27年度 美波町一般会計補正予算（第2号）  
専決第13号 平成27年度 美波町一般会計補正予算（第3号）

【条例議案】2件

- 議案第52号 美波町手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
(条例第16号)  
議案第53号 美波町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について  
(条例第17号)

【補正予算議案】8件

- 議案第54号 平成27年度 美波町一般会計補正予算（第4号）  
議案第55号 平成27年度 美波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第56号 平成27年度 美波町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第57号 平成27年度 美波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第58号 平成27年度 美波町国民健康保険阿部診療所特別会計補正予算  
(第1号)  
議案第59号 平成27年度 美波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
議案第60号 平成27年度 美波町水道事業会計補正予算（第1号）  
議案第61号 平成27年度 美波町病院事業会計補正予算（第1号）

【追加議案】1件

- 議案第62号 損害賠償の額の決定について

平成 27 年 9 月 10 日（木）

（時に 9 時 00 分）

議 長 おはようございます。只今の出席議員は 12 名です。定足数に達しておりますので、これより平成 27 年第 3 回美波町議会定例会を開会いたします。

（時に 9 時 00 分）

議 長 会議に先立ちまして諸般の報告を行います。

6 月 15 日総務産業建設委員会を開催しました。また、「藤岡邸」及び「忠愛所」の現場視察を行いました。6 月 16 日文教厚生委員会を開催しました。6 月 22 日、7 月 6 日、13 日、15 日、21 日、24 日、27 日、28 日、31 日、8 月 3 日議会広報特別委員会を開催しました。6 月 23 日老人大学開校式が開催され議長が出席しました。6 月 26 日テレビ中継特別委員会を開催しました。6 月 26 日美波町戦没者追悼式が行われました。7 月 16 日、9 月 3 日全員協議会を開催しました。7 月 22 日平成 27 年度前期徳島県町村議会議員研修会が美波町で開催され議員全員が参加しました。7 月 24 日岩手県北上市議会議員がサテライトオフィス誘致による地域活性化について視察研修に来町、議長が対応しました。7 月 30 日長野県佐久市議会議員がサテライトオフィスの取り組みについて視察研修に来町、副議長が対応しました。7 月 31 日徳島県町村議会議長会定例会が開催され議長が出席しました。8 月 27 日美波町議会と美波町商工会による、議会報告会・意見交換会が開催されました。8 月 29 日、30 日議会広報特別委員会が日和佐地区及び由岐地区で議会だより報告会を行いました。9 月 3 日第 3 回定例会の日程等について議会運営委員会を開催しました。9 月 9 日美波町敬老の日記念式典が行われました。以上で、諸般の報告を終わります。

本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名を議題といたします。会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、議長において指名いたします。3 番江本議員、4 番北山議員、両名を指名いたします。

日程第 2 会期決定の件を議題といたします。会期につきましては、去る 9 月 3 日に議会運営委員会を開催しておりますので議会運営委員長より、ご報告お願い致します。

1 1 番 議 員

おはようございます。議会運営委員長報告を行います。去る9月3日議会運営委員会を開催致しました。委員6名の出席のもと、理事者側からは影治町長、山路副町長、磯野総務企画課長の出席を求め、平成27年美波町議会第3回定例会上程予定の議案・会期日程等につきまして慎重に審議致しました。結果会期は本日9月10日より9月17日の8日間に開催することに決定を致しました。

なお一般質問の通告は本日の正午までと致しておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。以上議会運営委員長報告を終わります。

議 長

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月17日までの8日間とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

よって会期は 本日から9月17日までの8日間と決定いたしました。なお、会議予定につきましては、お手元にご配布の日程表により進めたいと思いますのでご了承願います。

日程第3 町長提案理由の説明を議題と致します。本定例会に提出されております議案は、議案一覧表にありますとおり、認定2件、報告2件、専決議案1件、条例議案2件、補正予算議案8件、計15件であります。これを一括として議題と致します。

影治町長に提案理由の説明を求めます。

町長

町

長

おはようございます。猛暑が続いた夏も、ようやく朝夕に秋の気配が感じられるようになった本日、平成27年美波町議会第3回定例会を招集致しましたところ、議員各位には公私何かとご多用の中全員のご出席を賜りまして、ご審議を頂けますこと大変有り難く存じているところでございます。

さて、本定例会におきましてご審議をお願いする議案につきましては、平成26年度の決算認定2件と、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく比率等についての報告2件、専決議案1件、条例議案2件、平成27年度の一般、特別、企業会計の補正予算に関する議案8件の計15件を提出しているところであります。

議案説明に先立ちまして、平成 26 年度普通会計の決算概要についてと、諸般のご報告を申し上げます。

まず、普通会計の決算概要についてであります。歳入の決算額は 5,929,094 千円、歳出の決算額は 5,692,685 千円で、歳入から歳出を差引いた形式収支は 236,409 千円であります。この額から翌年度に繰り越すべき財源 67,034 千円を差引いた実質収支は 169,375 千円となり、実質収支比率は 4.6%となっております。次に、主な財政指標でございますが、まず、経常収支比率は 86.6%で、前年度に比べ 1.8 ポイント上昇しております。主に公債費と扶助費の増加によるものであります。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条の規定に基づく平成 26 年度決算における財政の「健全化判断比率」であります。「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「将来負担比率」については、黒字決算のため該当がありませんが、「実質公債費比率」については 6.1%となり、早期健全化基準の 25.0%を大幅に下回ると共に、昨年度より 0.5%のマイナスとなっております。このように、現在の財政指標は健全でございますが、本町の財政構造が地方交付税に依存していることから、合併算定替えによる地方交付税の優遇措置が終了する平成 28 年度以降、毎年段階的に交付税が減少していくと見込まれておりますので、今後とも選択と集中により、健全な財政運営に努めて参りたいと考えているところであります。

次に、諸般の報告として第 2 回定例会以降における各課の事務事業の進捗状況についてご報告を申し上げます

まず始めに、総務企画課関係でございますが、新病院建設事業では、躯体工事が完了し、現在、内部及び外部の仕上げ工事を行っており、11 月中には完了する予定となっております。本体工事の工期は 12 月 20 日までとしており、本体工事完了後、医療機器等の搬入を行うことと致しております。また、外構工事については、工期を平成 28 年 2 月 1 日までとしており、開院については 3 月 1 日を目指して協議を進めております。

次に、医療保健センターの整備については、実施設計が完了し、本体工事の入札公告を 9 月末までに行う予定と致しております。入札方法については、美波病院と同じ総合評価による一般競争入札を予定致しております。これは、あらかじめ業者の総合評定値、施工実績や配置技術者の経験などの入



札参加に必要な資格を定め、対象となる業者からの施工計画、技術提案書などの総合評価に必要な確認資料の提出を求め、入札価格だけでなく技術力なども総合的に評価し、落札者を決定するものであります。契約は10月を予定しており、工事完成は来年12月を見込んでおります。

地方創生関係であります。7月1日に第1回美波町地方創生推進会議を開催致しております。会議には町内の各種団体を始め産官学金労言すべての分野から20名の出席を頂き、会長には徳島文理大学総合政策学部の床桜教授に就任して頂いております。今後は総合戦略策定に向け、後2回程度の会議を予定しており、人口ビジョン及び総合戦略についてご意見を頂くことと致しております。また、この推進会議には「人の流れづくり部会」、「仕事づくり部会」、「子育て環境づくり部会」、「活力ある地域づくり部会」の4つの部会を設けており、各部会には5名の公募委員を含め、各種団体等から推薦頂いた方々40名にご出席頂き、8月5日に第1回目の部会を開催し、美波町の強み弱みの抽出と地方創生に関する取り組みの検討を各部会毎にワークショップ形式で行って頂きました。今後は後2回程度開催することと致しております。なお、地方創生に係る人口ビジョン及び総合戦略は10月末の策定を目指しております。

県南地域づくりキャンパス事業では、8月1日に四国大学文学部の学生による美波町文化財調査報告会が日和佐公民館で開催されました。報告会では、6月14日、15日の二日間に渡る薬王寺の宝物調査の結果が報告されました。また、四国大学文学部の須藤准教授による「文化財でまちを元気に」と題した講演もありました。

県外大学との連携事業については、昨年度実施しました「まちなか再生事業」を引き続き神奈川大学と連携して行っており、住民の方々も参加して頂き毎月1回程度の会議を開催致しております。会議の内容については、日和佐地区の戎町にある元廻船問屋の建物の調査を、7月28日と8月6日に行うと共に、所蔵されていた古文書などの運び出しを行い、今後分類などの調査をすることと致しております。また、建物の活用方法も検討することと致しております。

地域づくりインターン事業では、8月5日から19日までの間、立教大学の学生1名を受け入れ、観光事業やうみがめ保護、薬王寺や漁協などの施設での体験を通して、美波町の地

域の活性化などについて学生の視点による提言を頂きました。

姉妹都市交流では、香川県三豊市関係で、7月18日の「うみがめまつり」に三豊市副市長を始め、3代目浦島太郎、三豊観光大使など一行10名が来町され、うみがめまつりに花を添えて頂きました。また、8月8日には「たくま港まつり」に向山副議長を始め、乙姫大使など関係者11名が訪問し、友好の絆を深めたところであります。

オーストラリアケアンズ関係では、中学生を対象としたケアンズ短期留学を行うグローバル人材育成事業を8月20日から27日までの8日間の日程で実施致しました。参加者は日和佐中学校及び由岐中学校の生徒12名と引率の先生2名、事務局1名の計15名であります。ケアンズでは、ケアンズ市役所及び領事事務所の表敬訪問を始め、トリニティベイハイスクールでの授業体験を2日間行い、2人1組で4日間ホームステイを体験致しました。中学生にとっては初めての海外でのホームステイなどでしたが、全員元気に帰国致しました。今回の事業では、これからの時代を担う子ども達が、留学を通じて国際理解や知識の拡大、語学力の向上や国境を越えた人との繋がりを持つなど、新しい可能性を見つける機会となったと思います。今後も、この事業を継続して実施し、人材育成と姉妹都市の親善交流に繋げていきたいと考えております。また、7月15日には、豪日協会会長ジェフ・ヘインズ氏家族が来町され、歓迎会を行い、交流を深めました。

地域公共交通では、由岐地区において昨年8月から実施致しておりますデマンド型乗合タクシーの実証運行については、7月に実証運行を終了致しております。最終の登録者数は111名で、利用回数は約1年間で延べ211回ご利用して頂きました。登録者に比べ利用実人数は37名と少なくなっております。この結果などを受け、9月8日に地域公共交通会議を開催致しました。会議の中ではデマンドタクシーの利用者が少ない原因などの話し合いが行われ、他の方法での交通体制についても検討されました。この中で、課題となっております廃止代替バスについて、赤松地区のアンケート調査を行い、今後のあり方を検討することとなりました。阿南バスについては、バスに変わる交通手段が難しいことから今後の検討課題とされております。また、美波病院と医療保健センターを結ぶ連絡バスについてもご意見を頂きました。今後、頂いたご

意見を参考にしながら、美波町に適した交通体制の整備に努めて参ります。

赤松小学校跡地利用については、防災機能を有した複合施設建設の基本設計を神奈川大学に委託し、地元住民を集めてのワークショップ等の会議を毎月1回程開催し、部屋の数や使い勝手、維持管理のしやすさや平常時の使用方法などが検討されております。後9月17日と10月の2回開催し、基本設計をまとめることと致しております。その後実施設計を年度内に完了し、平成28年度に工事を行うことと致しております。

9月19日から23日までの5日間、「海とともに生きる」まちづくり実行委員会主催の「ひわさ海キラッ祭り」が美波町で開催されます。この事業は、徳島県南部総合県民局保健福祉環境部の事業で阿南市及び海部郡3町を対象としており、美波町ではこの事業のメイン事業となる漂着物アート展と謎解きまちあるきと、初日にはキックオフイベントとして、NPO法人河口湖自然学校長の清水国明氏の特別講演が美波町コミュニティーホールで開催されます。この期間はシルバークウィークに当たり、多くの方々に来町して頂ければと期待致しております。

「四国の右下」若者創生協議会事業では、7月29日に美波町コミュニティーホールにおいて「四国の右下」若者創生シンポジウムが開催されました。シンポジウムでは、「半農半Xスモールビジネスのつくり方」と題して半農半X研究所の塩見直紀氏の基調講演や「ナリワイづくりで地域づくり」をテーマに(株)あわえの山下氏や県南で活躍している方々も加わってパネルディスカッションが行われました。当日は、200人を越える来場者があり、今までとは違った仕事や暮らし方の価値観などについて来場者も含めて意見が交わされました。

サテライトオフィス関係では、日和佐地区の戒町で整備されていたサテライトオフィス体験施設「戒邸」の開所式が7月21日に開催されました。この戒邸は国の空き家再生等推進事業を活用して株式会社あわえが整備したものでありますが、新たな形の循環型サテライトオフィスを希望する企業に活用頂き、滞在型に繋げるための施設となっています。この戒邸の開所に併せて、循環型サテライトオフィスとして大阪市のコンピュータ・ソフトウェア受託開発、ITコンサルテ

イング事業を行っているゼロ・クラフト株式会社、東京都でオフィス不動産の紹介・内装構築のプロジェクト、マネジメント・空間活用に関するコンサルティング等の事業を行っている株式会社ヒトカラメディアが進出を頂いております。また、滞在型サテライトオフィスではスマートフォン向けソフトウェア開発の事業を行う株式会社スパゲッティが日和佐浦地区で新たに空き家を借りて8月18日に起業されています。この、株式会社スパゲッティは新たに作成したサテライトオフィスホームページから誘致に繋がった企業でもあります。この3社を加えまして美波町への進出企業及び関連企業は合計12社となっております。今後も、様々な形でのサテライトオフィス誘致活動を行って参りたいと考えております。

本年度の地域おこし協力隊員については、新たに7月から1名の方に着任して頂いております。

お名前は宮本育利さんで、受入団体は「木岐まちづくり協議会」で、受入団体と共にドミトリ一聖ヶ丘等、施設の活用などに取り組んで頂いております。この事業は、過疎・高齢化が進む中、新たな地域の再生と活性化を図ることを目的と致しており、宮本さんを含め現在5名の方々に活動して頂いております。

次に、税務課関係でございますが、町税の徴収体制強化の取り組みとして、平成27年7月1日より、平成28年3月31日までの間で45日間、県の税務職員市町村長期派遣事業により、県南部総合県民局より、県税担当課長補佐を含む3名を派遣して頂いております。徴収経験豊富な県職員を派遣して頂き、町税務職員の徴収技術の向上と、滞納者への共同呼び出しや、共同での納税相談を行っております。県の税務職員の指導を受けながら、今後とも賦課と課税の公平性を確保するために法令等に規定されている滞納処分等の実施も含め、一層の徴収強化に取り組むこととしております。また、今後共通法に徴収を実施するためにも、適切な会計処理を行っておく必要があることから、消滅時効が完成しています平成21年度以前の滞納額において不納欠損処分を行っております。今回行った不納欠損の内訳は、軽自動車税で27件、128,600円、固定資産税で197件、5,933,960円、町民税で69件、961,597円(県民税で629,403円)、国民健康保険税で116件、2,406,918円でございます。特に固定資産税が高額な金額となっておりますが、その内容につきましては、倒産法人関係の欠損額が6

件で 4,548 千円となっており、固定資産税欠損額の 77%を占めております。

次に、住民生活課関係でございますが、7月16日に室戸市付近に上陸した台風11号の強風の影響で、町営住宅北河内団地のトタン屋根及び町営櫛ヶ谷住宅の屋上防水シートが剥ぎ飛ばされ、周辺の家屋や施設等に被害を及ぼし、ご迷惑をおかけしたことをお詫び申しあげますと共に、被害に遭われた皆様の損害につきましては、町で損害賠償をさせて頂くこととしており、追加議案として提案させて頂く予定でございます。

平成26年度に引き続き、平成27年度においても臨時福祉給付金が支給されることとなりました。支給対象者となるのは基本的には、平成27年1月1日現在において住民基本台帳に記録されている者で、平成27年度町民税の非課税の者であります。支給額は一人当たり一律6,000円で、申請期間は、平成27年9月1日から11月末までの予定としており、支給対象者となることが確実と思われる方に対しては、既に申請書類を郵送しており、未申告等で支給対象となることが不明の方に対しては、9月末頃に申請書等をお送りしますが、申告の受付後に審査を行ってから支給対象かどうかを判断することとしております。なお、今月号の広報みなみでも周知を致したところでございます。

次に、保健福祉課関係でございますが、昨日、議員各位にもご臨席を頂き、「美波町敬老の日記念式典」を開催致しました。ご長寿の節目を迎えられました100歳以上の高齢者13名、白寿6名、米寿67名、喜寿118名の皆様にご案内を差し上げ、当日ご出席を頂きました皆様とともに、心から長寿のお祝いを申し上げたところでございます。また、9月21日の敬老の日には、101歳以上の高齢者を訪問し、長寿のお祝いを申し上げるとともに、お祝い状並びにお祝い金を贈らせて頂く予定と致しております。

子育て世帯臨時特例給付金につきましては、平成26年度限りの臨時的な給付措置として支給されましたが、平成27年度におきましても給付金額を引き下げて支給されることとなりました。支給対象は本年6月分の児童手当受給要件を満たす方で、支給額につきましては対象児童1名につき3,000円となっております。6月5日に支給対象337世帯に文書案内を行い、現在323世帯(約96%)から申請を頂いており、残る14

世帯に対しましては、申請期限である10月9日までに再度申請案内をさせて頂くこととしております。

子育て支援商品券事業につきましては、児童の健全な育成を支援するとともに、その世帯に対する負担を軽減し、もって早期に個人消費の喚起並びに地域経済の活性化を図り、地域振興に資すること目的とし、国の地方創生に関わる交付金を活用して、子育て世帯に対し町内で使用できる「阿波とくしま商品券」を交付するものです。支給対象は本年4月1日現在、対象児童と同一世帯にある世帯主で、支給券は「18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童（高校生まで）」1名につき10,000円分となっております。6月5日に支給対象442世帯に文書案内を行い、現在433世帯(約98%)から申請を頂いており、残る9世帯に対しましては、申請期限である9月30日までに再度申請案内をさせて頂くこととしております。

次に、産業振興課関係でございますが、まず、農業では、今年の四国地方の梅雨入りは、平年より2日早い6月3日、梅雨明けが6日遅い7月24日と、少し長い梅雨で、日和佐地区の7月の降水量は485mmで平年比167%、気温は平年差-0.7℃、日照時間は128.8時間で平年比70%と、昨年から2年続きの天候不良となり、農作物にとっては非常に厳しい気象条件でありました。JAかいふの水稻の集荷状況によりますと、8月24日現在の総集荷量は3,087袋、92.61tで、昨年の同時期とはほぼ変わりはありませんが、これは天候不良による生育の遅れだけでは無く、収穫量自体も減少していると考えられ、7月の日照不足や開花期の台風11号による強風が影響しているものと考えられます。1等米の比率も15.8%となっており、低かった昨年の同時期33.5%からさらに大きく低下しております。安心・おいしい地域ブランド米として「乙姫米」をJAかいふとともに振興しておりますが、今年4月18日の田植え交流で田植え体験をした赤松阿地屋地区の田んぼにおいて、例年通り、消費拡大とPRのため、8月22日に県内の消費者41名を招き、日和佐小学校児童や生産者との交流会を兼ね、稲刈り交流を開催致しました。

平成27年度から第4期対策に入る中山間地域等直接支払制度については、現在協定締結に向けて集計中であります。協定地区数については、第3期対策同様30地区の予定ですが、協定参加者、協定農用地については農業従事者の高齢化の進

行を受けて減少が見込まれております。

次に、鳥獣被害対策については、被害軽減に高い効果がある電気柵におきまして、違法に電気を通電させたことにより痛ましい事故が静岡県にて発生したことを受け、町内においても緊急に電気柵設置状況の確認を行いました。町内では、平成 23 年度から平成 25 年度の 3 ヶ年において国庫補助により設置した本器 164 個及び、平成 26 年度より開始した町単補助での 10 個の計 174 個が設置されており、その本器の設置状況の確認を行った結果、違法な設置は確認できず、適切に管理できておりました。その他、広報での周知なども行い安全適切に運用して頂けるよう、引き続き注意喚起してまいります。

町単事業の鳥獣侵入防止柵設置に対する補助についてですが、予算額 2,000 千円に対し、8 月末現在の執行額が、659 千円 受益者 3 名 内訳と致しましては、複合柵 370m500 千円、電気柵 240m104 千円、ネット柵 250m55 千円となっております。予算残額が、1,341 千円あることから広報等で引き続き周知しながら、今後も要望を受け付け、鳥獣からの被害軽減に活用できればと思っておりますので、よろしくお願い致します。

水産業関係では、本庁における水産業関係としての各種放流事業実績ですが、県より配布される平成 27 年度アユ種苗放流事業は、4 月 24 日に、日和佐川の山河内字西山の西山橋付近に 15 k g、北河内谷川の久望橋直下に 10 k g の合計 25 kg を放流致しました。西河内公民館を事業主体とする町費補助により西河内アユ種苗放流事業については、5 月 18 日に西河内字平戸潜水橋にて 40 k g、山河内字西山春兼橋直下で 40 k g の計 80 k g を放流しております。那賀川上流漁協赤松支部を事業主体とする赤松川アユ放流事業についても、5 月 15 日に町補助の数量 75 k g を含む 750 k g を放流しております。県より配布されますウナギ種苗放流ですが、日和佐川・西河内平戸潜水橋で 2.5 k g、山河内西山堰上流で 2.5 k g の計 5 k g を放流しております。

美波町の漁業者をはじめ徳島大学、徳島県水産研究課ならびに美波町が連携し、新たな漁業の創出をめざす「美波の海の恵み研究会」では、養殖ヒジキを P R し、食育に活かしてもらおうと、6 月 19 日、由岐小学校給食調理場に養殖ヒジキを無償提供し、由岐小学校、木岐小学校、及び由岐中学校の児童生徒に養殖ヒジキを使った給食を食べて頂きました。養

殖ヒジキを食べた子ども達は、日頃食べている天然ヒジキの製法と異なる高圧鍋による製法のヒジキの、独特のシャキシャキ感を堪能するとともに、天然の岩場でなくてもヒジキが養殖ロープで生長することなどを学びました。

次に、燃油や資材の高騰、漁獲量の減少、漁業者の減少など、長年厳しい状況が続いております水産業において、個々の地域の現状に合わせて「将来の漁業のあるべき姿」や「取り組むべき課題」を、漁業者自身で考え作成する浜の活力再生プランを、水産庁からの支援を受けて策定すべく作業を行っております。具体的には海部上灘漁業振興会を主体として、昨年度から全漁連の関係者等をお招きし、浜の活力再生プランに関する勉強会やワークショップ等を実施してきましたが、町内で合計5つのプランを策定することとして5月27日に「美波町地域水産業再生委員会」を設立し、今年度については伊座利漁協1プラン、志和岐・東由岐・西由岐の3漁協で1プラン、合計2プランの策定を目指すこととなりました。7月28日と29日には関係漁協を訪問し、現状や課題、浜プランの盛り込むべき方策等に関するヒヤリング調査を実施しております。

次に、商工・観光・イベント関係では、「町内でお買い物商品券」事業について、7月1日に交換がスタートし、初日は長蛇の列になり、ご迷惑をおかけしたこともありましたが、交換に来て頂いたすべての人に商品券を発行することが出来ております。商品券の発行数は、日和佐地区で11,086枚、由岐地区で4,539枚、合計で15,625枚になっており、実際に商品券を交換した人数は日和佐地区で646人、由岐地区で440人、合計で1,086人でありました。なお、商品券の使用期限は9月30日までとなっております。

道の駅日和佐では、昨年度からお世話になっている中小企業診断士の平井吉信氏に引き続き指導等をお願いし、まずは道の駅関係者を主体として経営改善対策に取り組んでいく予定となっております。

次に、以前からご指摘頂いている道の駅日和佐の駐車場の逆走問題ですが、国土交通省によりまして7月中にポストコーンの設置と路面標示の施工が終わっておりますので、この状態で様子を見ていきたいと思っております。

小規模事業起業支援事業についてですが、平成27年度6月から9月の期間に2件の申請があり、審査の結果2件とも申



請書通り採択されております。採択された内容としては、水産加工物の製造を行う個人事業所が「第二創業」として東京にアンテナショップを展開するための申請（補助率 3 分の 2 で上限の 1,000 千円）、7 月に夫婦で I ターンし、会社を設立してスマートフォン向けのアプリケーションの開発をする予定の ICT 関係事業者（補助率 3 分の 1 で上限の 1,000 千円）であります。また、桜町の改修空家の 1 階を喫茶店として活用して起業したいという I ターン者からの申請が先日あり、審査会を開催するための事前調査を担当者が進めているところでございます。なお、これらの補助金については、今議会に提案しております地方創生関連の補正予算によって、平成 27 年度分の国費により対応できるようにしたいと考えておりますので、ご了解下さいますようお願い申し上げます。

田井ノ浜海水浴場については、7 月 5 日に海水浴場開きを開催し、8 月 23 日までの 50 日間開設致しました。今年の水開きは、地域おこし協力隊員からの提案を受けて、ハワイをテーマに同色同柄のパラソルやテーブルを設置し、例年の水神祭、宝探しに加え、ハワイアンフード、ドリンクの販売、フラダンスショー、カヌー体験、ギター弾き語り等のイベントを行いました。例年集客の見込める水開きについては天候に恵まれず、お盆については都市部への U ターン時期と重なったためか利用が少なく数字はあまり伸びておりませんが、それ以外の日については平均的に多く、シーズンを通して去年の倍の人は来ている印象でありました。しかしながら集計した利用者数は、平成元年以降最低数となった去年の 5,475 人から若干回復したものの、6,371 人でありました。

観光関係のイベントとして、7 月 18 日には「うみがめまつり」を開催しました。16 日夜、四国に上陸した台風 11 号による流木などの影響で、大浜海岸での感謝祭は神社境内で行い、ウミガメの放流は中止となりました。台風の影響で会場設営については一部省略せざるを得なくなりましたが、当日は天気にも恵まれ、フェスティバル部会で予定していたイベントは盛大に開催する事が出来ました。特に今年は、念願であった桜町通り全体を出店ブースとすることができ、通り全体をイベント会場として賑やかさを演出することが出来ました。

翌 19 日開催のトライアスロン大会については第 16 回目の大会となり、インターネットのみの参加申し込みを実施する中、個人の部については約 4 日間で申し込みを打ち切りまし

たが、過去最多の 805 名の参加申し込みがあり、748 名が出場致しました。なお、第 1 回大会からのメインスポンサーでありました森永製菓株式会社が諸事情により撤退することが 2 月に判明、今回急遽、四国コカ・コーラボトリング株式会社に協力をお願いをし、結果、飲み物 4 種類などの提供を頂くことができ開催に至っておりますので、ご報告致します。

また、今年は、直前の台風 11 号の影響で、大浜海岸にはたくさんゴミや漂着物、サンラインでは倒木や小規模ながけ崩れがありましたが、サンラインについては、徳島県南部総合県民局等の迅速な対応と、国土交通省徳島河川国道事務所及び株式会社姫野組からの道路清掃車提供により、何とかコースを確保して大会開催にこぎつけることができました。当日のスイムでは、沖に出ると波にうねりがあり、三十数名の方が途中棄権するなど、完走率 90%、674 人の完走となり、日和佐港から日和佐川へのコース変更は勿論、参加資格や参加者の意識など再考する必要性を感じた大会でもありました。前日のうみがめ祭りから 2 日間にわたりご協力頂いた関係者並びにボランティアの方々に、この場をお借り致しまして御礼を申し上げたいと思います。

8 月 2 日には、観光協会主催により恒例となりましたイベント「清流日和佐川で自然を楽しもう！」を実施しました。今年で 15 回目となり県内外から 136 名が参加し、宝探し、鮎つかみどり、カヤック体験、自然観察会などを実施しました。

住民と帰省者との貴重なふれあいの場として、また由岐地区における数少ないステージイベントの一つとして、お盆の恒例行事となっている「ふるさと由岐まつり」は、今年で 31 回目を迎え、例年通り 8 月 15 日に由岐支所前グラウンドを会場に開催しました。今回は AKB48 のものまねショー、歌謡ショー、バルーンショー、阿波踊り、由岐小唄、由岐音頭を行い、約 1,100 名の来場者でにぎわいました。

今後のイベント関係ですが、昨年度までは 9 月頃に行っていた県南地域を対象とする「四国の右下」ロードライド 2015 が 11 月 15 日に海陽町・まぜのおかオートキャンプ場を発着点として実施される予定であり、今年で 25 回目となる「由岐伊勢エビまつり」については、美波町商工会を事務局として 10 月 25 日に開催する予定となっており、実行員会において順次準備が進められております。

海部郡 3 町で組織する南阿波よくばり体験推進協議会が行

っている体験型観光や修学旅行受入については、5月3校571名、6月3校532名を郡内で受け入れております。9月7日には、台湾から三民高級中学校から生徒14名と教員ら6名の修学旅行を受け入れ、町内の農家等に民泊し、農家体験や住民との交流を深めております。

今後、修学旅行等の受け入れ予定としては、9月29日から30日福山市立一ツ橋中学校、10月15日から16日の福山市立培遠中学校、10月27日から28日神奈川県立綾瀬高校、10月30日から31日同志社国際中学校、11月19日から20日福山市立大成館中学校、12月2日から3日広島県海田町立海田西中学校が訪れることになっております。

また、「四国の右下・魅力倍增」推進会議では今年の全国井サミット in みなみに引き続き、今年度は全国井サミット地方大会として、11月28日、29日の二日間、JAアグリあなんを会場とする阿南市活竹祭と合同開催する予定で準備が進められております。

次に、建設課関係でございますが、はじめに町工事関係についてご報告致します。

地籍調査事業では、26年度繰越分の奥河内字寺前・弁才天地区の一筆地調査と27年度分の日和佐浦の一部及び奥河内字本村地区、由岐地区湾内の港町字西・東、西由岐字西・東、西の地字西地・東地及び赤松字新発谷・新発口地区の地籍図原図作成、地積測定、地籍図及び地籍簿の作成、公告・閲覧と東由岐字本村・大池地区の調査図素図の作成業務について、6月26日に(株)松本コンサルタントと契約を締結しました。7月28日から8月20日までの20日間で地籍調査結果の閲覧を行い、今後、閲覧結果等に基づき地籍図及び地籍簿の成果を作成することにしております。また、寺前・弁才天地区の一筆地調査については、9月下旬に地元説明会を開催する予定です。

サンクス裏山の高台整備基本測量設計業務については、7月下旬に発注し平成28年3月下旬までの期間で現地測量・地質調査及び基本設計を行うこととしております。

26年度繰越事業の公共土木施設災害復旧事業5件については、全て完成してしております。

西河内字馬木付近の本村馬木線舗装修繕工事は、7月上旬に完成してしております。県単急傾斜地崩壊対策事業の北河内字北分・山本宅裏については、県予算の交付決定を受け、現在発

注準備を進めているところです。7月16日から17日の台風11号の高波により伊座利漁港において、防波堤の根固めブロックの一部が移動したため、当面の措置として、船の航行に影響しない所に仮置き作業を行い、復旧のための予算を今議会に計上致しております。他に大きな災害は無く、道路・河川部の堆積土砂や倒木の撤去、石積補修等の小規模工事を行っております。

建設残土等の処分場確保については、恵比須浜字田井のたくみ地区の町有地と隣接の民有地を恵比須浜バイパス県工事や町工事による残土処分を兼ねて嵩上げ盛土による防災公園とするため、測量設計業務を5月上旬に発注しております。また、山河内字明丸の南阿波サンライン沿いにある二見町有地を建設残土等の処分場として活用するため、保安林指定解除手続きに必要な境界確認・測量調査業務を7月初旬に発注しております。この二箇所について、28年度から建設残土や河川の堆積砂利等の搬出が可能となるよう、今年度中に残土処分場条例（仮称）の整備を検討してまいります。

次に、県工事の主なものについて ご報告致します。

まず、道路関係でございますが、日和佐小野線・恵比須浜字田井のバイパスは田井側にて詳細設計中で現在、調査ボーリングを行っていると聞いております。また、日和佐小野線・田井の第二踏切手前の待避所整備は、6月下旬に発注し、9月中旬の完成予定と聞いております。由岐大西線の阿部での道路改良工事は、9月上旬に発注したと聞いております。日浦野田線の道路維持修繕の第一工区は、用地取得後の11月頃に工事を発注する予定と聞いております。日和佐上那賀線山河内の路面陥没は、舗装工事中で10月中旬の完成予定と聞いております。由岐港線の西由岐での道路落石対策工事は、工事が完成し、9月末の検査予定と聞いております。阿部お水大師付近の崖崩れ対策については、由岐大西線の道路排水流末部の対策工事を10月に発注予定と聞いております。

次に、砂防関係では、県営の急傾斜地崩壊対策事業は、日和佐小学校裏付近の擁壁、法面工事については、管理用通路側の一部擁壁工事が9月上旬に完成したと聞いております。池ノ内谷の通常砂防事業については、事業計画についての地元説明会を9月下旬に開催する予定と聞いております。

次に港湾、漁港関係では、日和佐港海岸の海岸高潮対策事業の防潮堤については、大浜地区では、第2工区の改良工事

を 8 月中旬に発注するとともに、港内戎地区は、現在詳細設計中で、近隣の町内会ごとに開催された説明会に町も出席させて頂き、ご意見を伺うとともに、アンケート調査も参考にしながら徳島県により決定された整備方針について、関係町内会へ報告を行ったところであります。

由岐漁港由岐地区の防波堤耐震改修の詳細設計を 6 月下旬に、由岐地区及び志和岐地区の漂砂シュミレーションのための深淺測量を 8 月下旬に発注したと聞いております。由岐漁港阿部地区の藻場造成は、9 月上旬に発注したと聞いております。志和岐トンネルの LED 照明工事は、トンネル片側部が 6 月下旬に完成し、残りの片側についても 8 月下旬に発注したと聞いております。

次に、消防防災課関係でございますが、まず災害関係では、7 月 16 日、17 日にかけて台風 11 号が徳島県に接近、上陸し、大雨、洪水、暴風、波浪、高潮警報が発令され、19 時 40 分に避難準備情報を発令し、早期の避難を呼びかけ、一時 19 世帯 24 人が避難されました。丁度、大潮の時期と重なりましたので、高潮による浸水の被害が心配されましたが、大きな被害の発生はありませんでした。ただ、強風による被害や倒木による道路の通行止めなどの被害が発生し、特に町営住宅の被害が、近隣の住宅等へ二次被害を与えてしまい、関係者の皆様に大変なご迷惑をお掛け致しました。

また 8 月 25 日には、台風 15 号が九州に上陸し、徳島県へは直接の影響はなかったものの、大雨、洪水、暴風、波浪警報が発令され、台風による南からの湿った空気の流れ込みにより、午前中にかけて大雨となりましたが、幸いにも大きな被害はありませんでした。

8 月 3 日には由岐地区の女性が行方不明となり、午後 3 時 30 分頃から消防団が出動し捜索を行いました。防犯カメラの映像の解析や目撃情報などから阿南方面に捜索範囲を広げ、捜索をした結果、阿南市内の国道を歩いている所を警察官が発見し、無事保護されました。早期に見つけられ無事保護できたことにつきましては由岐地区の住民の皆様のご協力と、消防団員のご尽力のおかげでございまして、この場をお借りしまして感謝を申し上げます。

次に防災関係では、6 月 27 日に美波町と大規模災害時の支援協定を結んでおります「AMD A」との第 1 回 AMD A 南海トラフ地震対応プログラム調整会議が丸亀市で開催され、

A M D A と協定を結んでいる自治体や医療支援関係団体等が丸亀市に集まり、今後の方向性と可能性について確認しました。

7月8日には、徳島県弁護士会との大規模災害時における相談業務の支援に関する協定書の調印式が、徳島弁護士事務所であり、海部郡3町と海部郡町村会が徳島県弁護士会と協定を結び、大規模災害が発生した場合において相談業務等の支援に関し確認を致しました。

7月19日には、災害時救援団体「BERT」主催の災害時の訓練を兼ねたイベントが開催されました。関西や香川県などから17名の医療機関に所属する支援者たちが、チェックポイントなどを通過しながら、支援物資を被災地である本町まで運ぶという想定で行われ、ゴールとなった由岐B&G海洋センターでは、イベント終了後に、地元の自主防災会の方々に用意して頂いた手作りの料理で交流会が開催されました。交流会は、支援者と地元自主防災会の方々の顔の見える交流会となり、和やかな交流が行われました。

8月3日午後7時より自主防災会役員会と研修会を開催し、講師としてまち・コミュニケーション代表理事、宮定章氏をお招きし、「2つの大震災の復興支援から見えてきた住民主体による事前復興まちづくりのポイント」と題してご講演をして頂きました。

例年、防災の日である9月1日に行っている公共施設等を対象とした地震津波避難訓練は、「午前10時00分、南海トラフ付近を震源とするマグニチュード9.0の地震が発生し、美波町の震度は6強から7でこの地震により津波等の発生が予測される。」という想定で、避難訓練を実施しました。訓練の対象となった町内の学校、こども園、病院、支援学校など18施設の児童生徒、施設入所者の安全確保及び周囲の状況に配慮しながらあらかじめ定められた場所までの避難を実施し、各施設に派遣された消防団員が避難者を安全な避難場所まで誘導を行いました。なお、当日の避難訓練参加者は、953名でありました。

また、9月4日には、本年度自主防災会の活動のテーマとしております「受援力」を高めるための研修会を開催し、「受援」「復興」の第一人者である兵庫県立大学防災教育研究センター長の室崎益輝氏をお招きし、「受援力と復興力を高める～巨大地震もバネにするまちづくり～」と題して講演会を実施致

しました。町内外から講演会に参加を頂き、支援を受け入れるための環境づくりと支援をうまく生かして力に変えていく復興力について研修をして頂きました。

次に、由岐支所関係でございますが、阿部診療所につきましては、第1、第3木曜日にパート医師として診察に来てくれておりました川端医師が7月末をもって退職し、前由岐病院院長であった梅本良雄医師が8月から毎週月曜日と金曜日に診察を行って頂いております。これに伴い、毎週火曜日に診察を行っておりました現由岐病院院長の本田医師は、由岐病院の診察に専念していただくこととなりました。

また、徳島県から紹介して頂いた藍住町の稲次整形外科病院と医師派遣の交渉を行っており、10月から週1回半日ですが、整形外科の医師を派遣して頂ける予定となっております。

次に、教育委員会関係では、7月31日、第1回美波町総合教育会議を、私と教育委員全員参加により開催しました。会議では、事務局から、設置要綱(案)と総合教育会議の概要、大綱について説明し、協議を行いました。今年度中の美波町の大綱策定に向け、大綱原案を作成後、次回の会議を開催することとしております。

学校教育関係では、新しいALT英語指導助手として、日和佐中学校にガブリエル・ペレス・イリサリー氏が7月27日に、また由岐中学校にトラビス・シモンズ氏が8月3日に赴任し、それぞれ2学期から各学校で英語指導にあっております。

社会教育関係では、7月28日に美波町子ども会県外研修会として、小学生4年から6年生の児童35人と引率5名で兵庫県西宮市のキッザニア甲子園に行きました。8月2日には、お楽しみ映画大会を開催し「怪盗グルーのミニオン危機一発」を上映し、95名の参加がありました。B&G海洋センター事業として、8月25日から28日までの3泊4日で沖縄海洋体験セミナーとして、小学5年生から中学2年生までの6名と引率者2名で海洋体験活動、沖縄平和祈念資料館などでの文化・歴史の学習を行ってきました。

今年のウミガメの上陸状況であります。大浜海岸の保護規制を例年通り5月20日から8月20日まで実施しました。今年の大浜海岸のウミガメの初上陸は、5月1日にあり、昨年より約3週間も早い上陸で、今年の上陸に期待が寄せられたところでありましたが、上陸・産卵頭数は、上陸が15頭でう

ち産卵が 12 頭、昨年の上陸 33 頭、産卵 22 頭と比較して約半数となりました。また、日和佐うみがめ博物館が開館して 30 周年を迎え、8 月 4 日の 30 周年記念イベントオープニング式典を皮切りに、様々なイベントを企画し、9 日にはカメ・かめカフェ、12 日には映画鑑賞会、13 日には浜太郎の誕生会、23 日には記念シンポジウム、8 月 28 日にはナイトミュージアムを開催致しました。それぞれのイベントには、多くの皆様方が参加され、楽しんで頂きました。

次に、水道課関係では、丹前水源地の自家発電装置のバッテリー取替工事は 8 月 28 日にバッテリー及び充電器等を取替え、試運転による動作確認を行った後、運用を開始しております。簡易水道関係では、平成 26 年度から繰越している木岐配水池の更新工事について、現在、日和佐道路の道路占用について国土交通省日和佐出張所と協議中であり、協議が整い次第、入札の手続きを進める予定としております。

以上、「諸般の報告」と致します。議員各位のご理解をお願い申し上げます。

続きまして今議会に提案してご審議を賜ります議案につきまして、その概要を順次ご説明申し上げます。

はじめに、認定第 1 号は「平成 26 年度美波町公営企業会計決算の認定について」であります。これは、監査委員の審査に付した「水道事業会計」と「病院事業会計」の平成 26 年度決算について、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

認定第 2 号「平成 26 年度美波町歳入歳出決算の認定について」は、監査委員の審査に付した「一般会計」と「10 件の特別会計」の平成 26 年度決算について、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。なお、事業の成果報告につきましても、規定により提出を致しております。

報告第 7 号「平成 26 年度決算における健全化判断比率について」は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、監査委員の審査に付した平成 26 年度決算における財政の「健全化判断比率」であります「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の 4 指標について、監査委員の意見をつけて議会に



報告するものであります。

報告第 8 号「平成 26 年度決算における資金不足比率について」は、報告第 7 号と同じく、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき、監査委員の審査に付した平成 26 年度決算の「資金不足比率」について、監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

議案第 51 号「専決処分の承認を求めることについて」は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分した事件について、同条第 3 項の規定により議会に報告し、ご承認を求めるとのことです。

まず、専決第 12 号「平成 27 年度美波町一般会計補正予算（第 2 号）」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,305 千円を追加し、総額を 7,746,938 千円と致しております。今回の補正は、平成 25 年度事業を平成 26 年度に繰り越した恵比須浜漁港係船護岸補修工事の工事請負費について、出納閉鎖後の 6 月 15 日に支出伝票の起票ができておらず、負担行為の残額 5,304,160 円が未払いであることが発覚しました。しかし、既に平成 26 年度決算が確定しており、速やかに請負業者に支出処理を行うためには平成 27 年度予算で対応する必要があり、6 月 22 日付けで専決予算措置を講じたものであります。なお、今回の事案を重く受け止め、事務処理に関わった職員 2 名と担当課長に、私より口頭により厳重注意を行い、再発防止策を講じるよう指示したところでございます。

専決第 13 号「平成 27 年度美波町一般会計補正予算（第 3 号）」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 24,819 千円を追加し、総額を 7,771,757 千円と致しております。7 月 16 日に室戸市付近に上陸した台風 11 号の暴風により被害を受けた町有建物等の修繕等に係る経費でありまして、商工費の観光費では委託料で大浜海岸等の海浜清掃業務委託料 1,180 千円、土木費の住宅管理費では、強風によって剥ぎ飛ばされた町営住宅北河内住宅の屋根及び町営櫛ヶ谷住宅の防水シートの撤去及び修繕工事として委託料で 1,099 千円、工事請負費で 13,954 千円、教育費の伊座利小学校費では工事請負費で校舎の防水シート修繕工事費 8,586 千円をそれぞれ追加しております。

議案第 52 号「美波町手数料条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 16 号）」は、マイナンバー制度の施行に伴う通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を定める

ための条例改正でございます。いわゆる番号法が10月5日から施行されることに伴い、10月から通知される通知カードと来年1月から申請により公布される個人番号カードの紛失等により再交付する場合の交付手数料を定めるもので、1枚につき通知カードは500円、個人番号カードは800円となっております。

議案第53号「美波町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について（条例第17号）」は、マイナンバー制度の施行に伴い特定個人情報の適正な管理を行うための条例改正であります。番号法が10月5日から施行されることに伴い、特定個人情報の適正な管理を行うために必要な条例改正であります。

議案第54号から議案第61号までの8件は、平成27年度一般会計・特別会計・企業会計の補正予算であります。

まず、議案第54号「平成27年度美波町一般会計補正予算（第4号）」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ153,275千円を追加し、総額を7,925,032千円と致しております。今回の補正では、各費目において給与等の人件費関係について、4月の人事異動等に伴う調整を行っております。また、病院建設補助金に係る継続費の総額を116,624千円追加し、医療保健センターに係る医療体制整備事業の債務負担行為限度額を85,596千円追加致しております。歳出の主なものは、総務費の財産管理費では、備品購入費で由岐支所公用車購入2,430千円、企画費の負担金補助及び交付金で定住促進補助金4,000千円、地方創生交付金事業費の国の上乗せ交付金に係るヒジキ養殖及び小規模事業者起業支援補助金等に係る補正として総額6,150千円、戸籍住民基本台帳費の負担金補助及び交付金で、通知カード事務委任交付金2,611千円をそれぞれ追加致しております。

民生費の老人福祉費では、負担金補助及び交付金で医療介護提供体制改革推進補助金1,600千円、繰出金で介護保険特別会計繰出金2,597千円、児童館運営費では工事請負費で飛散防止フィルム及びエアコン取り替え工事費2,340千円をそれぞれ追加しております。

衛生費の環境衛生費では、繰出金で簡易水道特別会計繰出金10,900千円、医療体制整備事業費では委託料で家屋調査及び水文調査費8,267千円、負担金補助及び交付金で病院建設事業補助金70,348千円をそれぞれ追加致しております。

農林水産業費の農山漁村活性化費では、負担金補助及び交付金で農山漁村活性化推進補助金 1,200 千円、基本財産造成費では委託料で山河内大越の町有林整備委託料 3,121 千円、漁港建設費では委託料で 2,500 千円、工事請負費で伊座利漁港の改修費 3,000 千円をそれぞれ追加しております。

土木費の砂防費では、工事請負費で県単急傾斜地崩壊対策工事費 4,000 千円、住宅管理費では補償補填及び賠償金で 7 月の台風 11 号により民家等の被害に対する賠償金 2,434 千円をそれぞれ追加致しております。

消防費の災害対策費では、委託料で阿部の残土処理場の登記費用 1,300 千円、工事請負費で避難路整備工事費 5,150 千円をそれぞれ追加しております。

教育費の日和佐中学校費では、需用費でバスケットゴール等の修繕費 1,867 千円、社会教育総務費では、工事請負費で康暦の碑進入路工事費 1,100 千円、公民館費では工事請負費で西河内公民館排水路工事費 1,300 千円をそれぞれ追加しております。

災害復旧費の土木施設災害復旧費では、工事請負費で 3,850 千円を追加致しております。

議案第 55 号「平成 27 年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 13,274 千円を追加し、総額を 1,309,154 千円と致しております。歳入では、主に国民健康保険税の調定額が確定したことによる調整と、国庫支出金の追加及び前年度決算の確定による繰越金を追加致しております。歳出の主なものは、後期高齢者支援金及び前期高齢者納付金の追加と、療養給付費負担金の確定に伴う償還金の追加でございます。

議案第 56 号「平成 27 年度美波町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 27,618 千円を追加し、総額を 87,424 千円と致しております。歳入では、一般会計繰入金 10,900 千円、前年度決算の確定による繰越金 5,818 千円及び町債では簡易水道整備事業債 10,900 千円をそれぞれ追加致しております。歳出の主なものは、事業費の建設改良費では委託料で由岐配水池更新工事実施設計料として 14,500 千円、工事請負費で木岐配水池更新工事費 7,500 千円、諸支出金では財政調整基金費で 2,970 千円、予備費で 2,648 千円それぞれ追加致しております。

議案第 57 号「平成 27 年度美波町介護保険事業特別会計補

正予算（第 1 号）」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 82,845 千円を追加し、総額を 1,309,347 千円と致しております。

歳入では、法改正に伴う保険料軽減による保険料 2,129 千円の減額及び国、県支出金の追加及び前年度精算が確定したことに伴う繰越金 76,751 千円の追加であります。歳出の主なものは、保険給付費の介護サービス給付等諸費では、低所得者等の保険料軽減による居宅介護サービス給付費 2,597 千円、前年度精算に伴う償還金 23,542 千円、一般会計繰出金 15,799 千円及び予備費 40,907 千円をそれぞれ追加致しております。

議案第 58 号「平成 27 年度美波町国民健康保険阿部診療所特別会計補正予算（第 1 号）」は、補正額はなく、支出科目の更正による補正予算であります。阿部診療所の正規医師が昨年度末で退職し、臨時医師の診察のみとなったため、医師給与を減額し、臨時医師賃金と由岐病院からの派遣医師負担金を増額するものであります。

議案第 59 号「平成 27 年度美波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,426 千円を追加し、総額を 145,501 千円と致しております。

歳入では、主に前年度決算が確定したことによる繰越金 4,424 千円の追加と、歳出では、前年度実績に基づく後期高齢者医療広域連合納付金 4,083 千円と一般会計繰出金 343 千円の追加でございます。

議案第 60 号「平成 27 年度美波町水道事業会計補正予算（第 1 号）」は、収益的支出の組み替え及び資本的収入及び支出にそれぞれ 6,400 千円を追加し、資本的収入の総額を 56,000 千円、資本的支出の総額を 67,292 千円と致しております。資本的収入では、丹前水源地の機械設備の更新工事について、計装装置の取替に係る企業債 6,400 千円を追加し、資本的支出では、建設改良費の工事請負費で 6,400 千円を追加致しております。

議案第 61 号「平成 27 年度美波町病院事業会計補正予算（第 2 号）」は、資本的収入及び支出にそれぞれ 140,548 千円を追加し、資本的収入の総額を 1,681,782 千円、資本的支出の総額を 1,685,201 千円と致しております。また、継続費に 139,224 千円を追加し、継続費の総額を 2,696,224 千円と致しております。資本的支出の主なものは、固定資産購入費で電子カル

テシステム導入のための病院総合情報システム導入費 70,000 千円、新病院建設改良費では工事請負費で本体及び外構工事費 50,195 千円、造成工事費 12,700 千円、委託料では設計監理費 6,329 千円、公営企業会計システム構築費 1,208 千円をそれぞれ追加致しております。

以上、提案致しております議案の主だったものの概要をご説明申し上げます。

なお、議案の詳細につきましては、担当課長から説明を致させますので、ご審議の上、原案のとおりご承認を賜りますようお願いを申し上げます。町長提案理由の説明と致します。どうぞよろしくお願い致します。

議

長 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

本定例会に提出されております議案のうち認定第 1 号、第 2 号及び報告第 7 号、8 号については、所管の常任委員会に付託して審議することにしたいと思っております。

ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

したがって、認定第 1 号、2 号 報告第 7 号、8 号については、「所管の常任委員会」に付託して審議することに決定しました。

以上で本日の日程は終了しました。本日はこれにて散会します。ご苦勞様でした。

(時に 10 時 22 分)

9月15日（水）

（時に 9時00分）

議長 おはようございます。ただ今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問を行います。一般質問の通告者は4名です。通告順に発言を許可します。7番永本議員の一般質問を許可します。永本議員

7番議員 おはようございます。私は2点についてお尋ねを致したいと思っております。まず1点目は日和佐川河口部に可動防波堤の建設をすることを提言致します。2点目は寂れゆく農山漁村、なんとしても生き残る手立てはないものか、お聞き致したいと思っております。

1点目の質問に入ります。国が発表した南海トラフ三連動地震、同時に発生する大津波の本町における被害想定によりますと、失われる人命は人口の31%2,400人、建物の被害は全町で3,300戸が津波によって流失、または消失するとされております。これはいわゆるレベル2、1000年に1度の大地震・大津波による被害を想定した数字であります。これに対して県当局が現在行っております大浜海岸ならびに恵比須地区の防潮堤改良工事、これはレベル1、つまり100年または150年に1度起きるといわれる普通の南海地震を想定したものに留めております。避難訓練は全てレベル2に対応したものであります。防災工事はレベル1に対応したものに留める、被害想定と防災工事の間に大きなかえりがあります。ここに大きな矛盾があると思っております。三連動地震、大津波発災のとき、被害を完全に食い止めることができないのではないかと思います。工事と防災資金が無駄になる可能性が極めて高いわけでありまして。中途半端な防災工事が間違った安心感を植え付け、住民の避難の判断を誤らせる恐れがあります。計画中の恵比須地区の防潮堤改良工事は延長650mに渡って住宅の立ち退きやら、3mから5mのコンクリートの壁に囲まれ、まるで刑務所の壁の中にいるような生活を連日送らなければなりません。観光立地を掲げてきた本町としては大きなイメージダウンであります。そこで私はそれらの現行工事の大きな弱点を解消できる方法として、大津波を海岸線で食い止めることができる日和佐川河口部にクラップゲートを敷き、可動防波堤の建設を提言するものであります。数年前に私は本

町議会で提案した時には、現実離れした絵空事のような話でありましたが、それが今まさに一步実現に近づいたのであります。資料 1 を詳しく読んで頂ければ分かりますが、平常時は川底に沈めてある防波堤が強い津波の圧力によって自動的に立ち上がり、津波を海岸線でシャットアウトすることができる優れたものであります。この研究資料は友人の張野晴伸氏を通じて本県防災研究の第一人者であります徳島大学の中野普教授にお願いを致しまして、京都大学防災研究所と日立造船株式会社の合同チームから入手したものであります。中野教授の発案を合同チームが受けて開発に至ったものであります。後、何回かの水中実証実験を経て、実用可能な段階に至ると聞いております。この研究の最大の特徴は津波を海岸線で食い止めることができる、工費が安い、施設周辺の景観を乱さないといったものであります。この施設が実現することになれば、日和佐地区全体で 1,000 人以上の人命が救われます。公共の建物、公共財産、住民の住宅、自動車その他の私有財産などが大津波の被害から守られることとなります。まさに現代の魔法のゲートではないか、私はこれを名づけて水際防潮論と言いたいと思います。現在進行中の防災工事の扱いなど、色々と問題は残るわけですが、ここは影治町長の英断に期待したいと思います、所見をお聞かせ頂ければありがたいと思います。よろしくお願い致します。

議  
町

長 町長

長 それではお答えをさせて頂きたいと思います。2 年前に議員から浮上式の樋門のご提案を頂きまして、その後、国土交通省・四国整備局の小松島港湾空港事務所の所長さんにお越しを頂きまして、当時の説明を受けるとともに、要望も行ったところがございます。その当時は国土交通省の近畿地方整備局が和歌山県の海南市下津港で進めていた事業でございましたけれども、この度、東日本大震災後に想定された南海トラフ巨大地震の規模では海底で変形し浮き上がらない可能性があるというような判断をし、断念することになったというようなお話を聞きまして、大変に残念に思っているところがございます。

今回議員ご提案のフラップゲート式の可動防波堤の新技术につきましては、非常に期待できるものというふう感じておるところでございます。徳島県に伺いましたところ、先ほどの和歌山県において浮上式の防波堤計画が断念されたこと

を踏まえまして、現時点では導入の考えは今のところないというようなことで、今後、技術進歩を注視していくというふうなご回答を頂いておるところでございます。町と致しましては、防災減災の効果が期待される新たな防災技術につきましては、研究機関や国の動向に注意いたしまして、国・県と情報を共有しながら防災対策に取り組んで参りたいというふうに考えております。以上でございます。

議 員 7 番 議 員

長 永本議員  
和歌山の失敗は私も承知いたしております。それから参考でございますが、10年も前に海部郡議長会が視察研修、これは沼津市でございますが、これは巨大な樋門、樋門を作っております。これが今回の東日本大震災に大いに役に立ったと聞いております。しかしこの欠点は船舶の帆柱があります。それがなかなか解決がつかない、ちょっと背の高い船では通れないというようなことがありまして、今回のこのフラップゲート式が一番合理的なんではないかと思っております。それから資料1の最後のページでありますけれども、これは昨年5月に日和佐港幼稚園前におきましてフラップゲートの実証実験を行われた写真が載せられております。これは全国で初めてということでございまして、この事実を私たちは誇りに思うべきであろうと思っております。この研究はかなりのスピードで進んでいくのではないかと思いますので、今後この中野先生とか、京都大学防災研究所とか、そういったところとの連携を深めて頂いてですね、今すぐにといいわけにはいきませんが、将来的に一番役に立つ方法ではなかろうかと思っておりますので、十分そのあたりをご配慮頂ければありがたいと思っております。この質問については終わります。

議 員 7 番 議 員

長 永本議員  
2点目の質問をさせていただきます。農山漁村の生き残り戦略をどうするのか。全国のほとんどの農山漁村が限界集落から集落消滅への入り口に差し掛かっているといわれております。猫と老人しかいない、その猫も老人もいつかは居なくなる。そういった不安が現実のものとなっております。資料2を見て頂きたいと思っております。これは日本農業新聞の9月8日号、記事を抜粋したものであります。この記事は今までになかった特徴があります。それは農林水産省をはじめ総務省・環境省・文科省、4つの省が連携して児童の農山漁村生活体験を推進する、その受け入れ体制を整備する事業に力を入れる



ということであります。国が農山村の、つまり民族の苗代を消してはならない、一番若い世代にふるさとを体験させ、国の基幹産業である第 1 次産業の再生、地方創生を諮っていかうとする並々ならぬ決意であろうと思います。本町では手つかずの豊かな自然環境が残されております。少数ながらも学童支援の強い情熱を持った人たちがおられます。休耕田や放棄田を活用してとんぼ公園、体験農場、漁業体験、林業体験、さつまいもやじゃがいも、とうもろこしの植えつけ・栽培収穫、それらを通してふるさと移住、集団宿泊、川遊び、昆虫採集、キャンプ体験等々、楽しみが山のようにあります。地方創生の波に乗れるか乗れないか、全ては私ども取り組みにかかっておると思います。国の意気込みに対して、本町はいかように取り組むのか、担当課の思いをお示し頂きたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長  
産業振興課長

産業振興課長

それでは私の方から 2 問目の質問につきまして答弁をさせていただきます。日本農業新聞におきまして先日取り上げられました「子ども農山漁村交流プロジェクト」につきましては、先ほど今までになかった取り組みという紹介を議員の方でされましたけれども、平成 20 年度にそもそもスタートした国の事業でございます。当時は農林水産省・文部科学省・総務省の 3 省連携事業で動いております。私自身当時、移住交流・体験交流も共に一体的に所管し、体験交流を地域の持続と活性化に結びつける可能性を有する「南阿波よくばり体験推進協議会」についても所管する由岐支所・地域振興室にありまして、この事業が動き出す頃、中国四国農政局の主催する説明会、あるいは文部科学省が所管するシンポジウムに参加したりしておりました。そうしたことや、あるいは県からの進めもありまして、平成 20 年度と 21 年度の 2 か年間、中国四国農政局所管のモデル受入地域体制整備事業交付金というものを頂きまして、南阿波よくばり体験推進協議会の受け入れ体制や体験事業メニューの充実に取り組ませて頂きました。

この 9 月 8 日の新聞記事を見ますと、先に説明した 3 省に環境省が加わって 4 省連携ということとなっておりますけれども、個々に内容を確認していきますと、環境省につきましては国立公園等において生き物観察など、子どもの自然体験活動の推進体制や受け入れ体制の強化につながる研修等の実施というものを今回新規に考えているようであります。文部

科学省につきましては、2泊3日程度に留まりがちな現在の宿泊体験活動をもっと長期化し、いじめ対策等総合推進事業に寄与できるような長期宿泊体験活動が集団で実施できるようにする調査研究、即ちモデルカリキュラムを開発する、そういった目的のために都道府県教育委員会等を対象に、全国で5地域程度を選定しようとしているようであり、その予算としては既存の小・中・高等学校が取り組む宿泊体験事業、これ3分の1程度の補助があるんですけれども、その補助予算を削る形で捻出するような模様であります。総務省としましては、平成27年度に予算化しております、送り側・受入側双方の自治体が連携して行う実施体制の構築というものを支援するモデル事業の予算を、現行の30,000千円から50,000千円に増額するということを要望している模様でありまして、農林水産省は既存の都市農村共生・対流総合対策交付金や農山漁村活性化プロジェクト支援交付金によります交流拠点等の整備や、体験事業の支援予算をほんの少し増額する要望を上げている程度でありまして、非常に残念なことではありますけれども、どこかにワンストップの窓口があって、我々にとって使い勝手の良いお金がまとまってプールされているというようなものではございません。しかも、この報道につきましてはあくまでも概算要求ということでございますので、事業予算が確定し、申請の受付が始まるという時点での予告的な情報ではございません。

1次産業を基幹産業とする美波町にあって、恵まれた自然環境を有効に活用した内発型の事業として体験型交流事業を拡充していくことにつきましては、産業政策としてだけでなく地域の持続と活性化を目的とする地域政策としても非常に有効であるという主張や提案に私自身全く異論ございません。しかしながら、農業従事者の平均年齢が県下最高であるという農業センサスの調査結果を引くまでも無く、農林水産業全体に高齢化が進行し若い新規参加者はごく僅か、商工業についても後継者や継業者がおらず店じまいをするケースが見受けられ、町内の点在集落では町内会長のなり手がいないような地区がちらほら見受けられるなど、産業面でもコミュニティ面でもそのサイズがどんどん縮んでいっているのがこの町の現状ではないかと、そのような印象を持っているところでございます。このような状況のため、この概算要求の内容が仮に我々にとって使いやすい制度になったとしても、この事業

の受け皿や主体となり得る地域や団体がほとんど存在していないのが美波町の現状であり、地域や団体の底上げ或いは再生に積極的に取り組めるような余裕や仕組みが役場の中に無いのも現実でございます。

現在、地方創生にかかる総合戦略を策定するためのワークショップを行っておりますが、議員が提案して下さったのと同種の施策提案もその中に多く含まれております。しかし、様々な提案を頂いてはいるものの、実現可能性のある具体的な提案で無ければ、限られた期間の中で、一定の結果を上げることにはならないために、総合戦略という施策集に載せることが難しくなるのはやむを得ないところだろうと思われま

す。一方で、農林水産商工観光様々な会合が日常的にございますので、移住交流であるか体験交流であるかを問わず、そうした場でその有効性が話題に上り、実現の可能性が一気に広がることもあり得ます。また、現時点で私達には把握できていない実施主体やこれから形成されるかも知れない新たな担い手組織などが能動的にそうした事業に取り組む場合で、既存の制度では的確な支援ができないことが十分考えられます。こういった点につきましては、今までとは違った支援策を設けることができないか企画サイドと協議してみたいというふうに考えているところであります。

以上、永本議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

議 員  
7 番 議 員

長 永本議員

以前に課長からご答弁のありました件がありまして、1次産業活性化について、民間で取り組む方があれば町としては支援を惜しまないというようなご答弁がございました。議会だよりでご紹介を申し上げておりましたドクダミ栽培、小部さんの栽培でございますが、これがですね、小川社長が実証圃で収穫をされた成績がですね、10アールあたり4トン、それが年に2回収穫できる、しかも草刈り機でばっさばっさと刈り取って行ってその生の葉っぱを袋詰めしてキロ当たり60円で工場へ納入できるというようなことで、約概算400千円から500千円の利益が上がるというような話を聞いております。こういったことで孤軍奮闘しながら努力をしておるそういった人達をですね、なんとかひとつ取り上げて支援をして頂きたいなあというふうに思っております。この点について1つ課長の見解を求めます。

議 長  
産業振興課長

産業振興課長

ドクダミも1つの事例として新しい産物に取り組んでいくというふうなことについての支援ということだろうと思うんですけれども、正直なところそういうことにつきましては出来る限り支援をしてきたいと思っているところなんですけれども、現在の仕組みの中では一個人が取り組むものに対して特別に支援をするということについてはできないのが実情でございます。ただ一方で以前にも議会の中で答弁させて頂いたことがあったと思うんですけれども、展示圃でありますとか実験圃のような形で協力をして頂ける、あるいは支援をするということについては不可能なことではございませんで、僅かですけれども、ご予算も計上しており、必要に応じて補正を町長の方をお願いをするというようなことになっておりますので、もし具体的にそういう事例がまた新しくありましたら、教えて頂けるとありがたいと思っております。なお、ドクダミの方につきましては以前に田井地区の方で協力者があって、実験圃として協力して頂けるということも申し上げたんですけれども、まあ一応十分な状況ではないんですが、苗を立てたものを植栽するようなことが今動いております。ただ前にも説明をさせて頂きましたけれども、技術が確立されていないという点では事実でございます、やはりこう自然培のやつを根から取ってきて植えたやつについてはしっかりつくような傾向がございますけれども、苗を立てるにつきましては、苗の段階で消えていくようなものもありますし、きちんと根から取らないとやはり定着しないと、そういうようなことも実験結果として分かってきておりますので、担当あるいは県の方との間でそういうところにつきましては、また整理をさせて頂きたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い致します。

議 長  
7 番 議 員

永本議員

生薬会社の社長の自ら実証実験をして、そういう成果が得られたということで、小部さんの話によりますと南の方でも栽培を広げてくれというような話だそうでございますので、このあたり視察研修なりですね、そういったことを進めて行くべきではないかと思っております。視察研修についてどう考えておられますでしょうか。お願いします。

議 長  
産業振興課長

産業振興課長

あのう視察研修という話に、すぐになるかどうかにつきま

しては別の話になるんですが、私ども自身、農協それと農業の担当者と共にですね、今おっしゃっておられます小川生菓さんの方には春先に足を運ばして頂きまして、実際にその会社のすぐ下にあります田んぼですね、ドクダミを作っているところにつきましては見、話を聞かせて頂きました。またその作られたドクダミがすぐ、川を挟んで向こう側にありますので、すぐ近くではなかったんですけども、工場の方に運んで、いわゆる健康食品としてですね、お茶のような形に加工されて製品として流通しているということにつきましても話を伺っております。また農協の方とも相談をしながら、また県の、その時は県の方は一緒に行っておりませんので、南部総合県民局あたりとも相談しながらご指摘なようなことにつきまして検討してまいりたいと思っております。

議 7 番 議 員 長 永本議員  
町長にこの件について積極的に取り組むよう指導されるようお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議 長 以上で永本議員の一般質問は終了しました。  
小休します

(時に 9時25分)

(小休中)

(時に 9時26分)

議 長 再開します。  
続いて4番北山議員の一般質問を許可致します。  
北山議員

議 4 番 議 員 長 それでは私から一般質問をさせていただきます。今回は大きく災害問題について2点お聞きします。

まず1点目は防災訓練について、10日の提案理由の説明の中で町長が「各施設に派遣された消防団員が避難者を安全な避難場所まで誘導を行いました」というのを聞き、驚きました。本当に消防団員は避難者を安全な避難場所まで誘導しましたか、町長はその日確かねんりんの新施設工事の安全祈願祭に出席されていたと聞いていますが、町長、こんな事実でないことをどこで聞かれたのか。町長も言った責任上、まずその出所をお話し下さい。毎年9月1日に病院・学校など、町内各施設の津波避難訓練が行われ、消防団、各分団から各団員が関係施設に配置されます。私も毎回志和岐の分団員と一緒に由岐小学校に配置され、必要と思われる結果報告を行

ってきましたが、町はその報告をどのように活用しているのか。また他の施設からはどんな結果報告が出て、どのように検証されているのか、説明をお願いします。

議 副 町 長 副町長  
私の方から北山議員のご質問にお答えをさせていただきます。先ほどございました、その諸般の報告の中での事実関係と違うでないかというようなお話でしたけども、これにつきましてはそれぞれ担当課長の方から報告をして頂いたものを、私の方で取りまとめをさせていただきます。その事実関係を述べているというところでございます。以上です。

議 長 小休します。  
(時に 9時31分)  
(小休中)  
(時に 9時32分)

議 長 再開します。  
消防防災課長  
消防防災課長 先ほどの質問の中で、報告を受けているかどうかということと、報告をどう活かしているかというご質問があったかと思えます。各分団より報告頂きました報告事項につきましては、訓練終了後、団長・副団長を中心に消防幹部の方に報告をさせていただきます。報告の内容についてその場で検討したうえで、今後ですね、また来年に向けての訓練への検討材料とさせていただきます。以上でございます。

議 4 番 議 員 長 北山議員  
それでは再問をさせていただきます。まず副町長からの答弁がありました。担当課長から聞いて、それを述べただけだというような、そういう答弁だったように思います。町長、それでいいんですか。こう事実関係が事実でないことをそのまま課長から言われたままそれを受け売りで、町民に報告をする。こういうことをそれはそうなんだろうけれども、これを平然とここで答弁をする、少しおかしいように思います。この件について再度お願い、お聞かせを下さい。

それから課長の答弁ですが、報告をしているのかというような、団長・副団長に報告をしている、そういうふうな答弁と今後來年に向けての検討に使用するというような、そういうふうな答弁だったんですが、私がお聞きしたのは毎回報告をしております。それを受けて町はどのように活用をしようとしたのか。それからその結果報告をどのように検証をされ

たのか、今の答弁であれば検証はされてないと、こう理解せざるを得ないと思います。それでいいのかどうか、取り合えず先にそれのお答えを聞かせてください。まあ今そういう答弁がありました、私は分団員の配置は意味がないと常々思っております。報告は当然施設の責任者の仕事であり、なによりも消防団は実際の災害の時、施設には行けない行かない。訓練は実践通りやってこそ訓練ですから、9月1日の訓練は当然見直すべきで、徹底的に検証をして、有効適切な訓練にすべきだと考えています。3.11 東日本大震災以降、新しく見直した美波町地域防災計画には、わざわざ節を1つ設けて第2節防災訓練として取り上げ、その趣旨は次のように強調しております。町においても南海トラフ地震や風水害などに対して防災体制を構築することが急務の課題であり、その中でも防災訓練は被害の軽減を図る上で、重要な位置づけとなる。このようなことから、関係機関や自主防災組織などとの協調体制の更なる強化を目的として、各種の防災訓練を定期的実施する。また、住民からの訓練に住民はそれらの訓練に積極的に参加し、的確な災害対応を体得するものとする。なお、町及び防災機関は地震災害発生時における防災活動の迅速かつ円滑な実施を期するため、相互連携のもと、地震・津波に関する実践的な各種訓練を実施し、訓練終了後にその検証を行い、防災対策の課題などを明らかにするとともに、必要に応じて防災対策の改善措置などを講じるものとする。以上が防災訓練であると書いてあります。

そこで、本町における、過去長年の防災訓練は、この主旨に照らして、訓練と言えるかどうかはなほだ疑問であり、その要因は最後の2行、訓練終了後にその検証を行い、防災対策の改善措置などを講じてこなかったことにあると考えます。町長の所見をお願いします。尚その上に、地域防災計画では町の行うべき防災訓練として、次の12種目の防災訓練を掲げております。(ア) 動員及び災害対策本部設置・運営訓練、(イ) 交通規制及び交通整理訓練、(ウ) 避難準備及び避難誘導、避難所の設置運営訓練、(エ) 救出・救助、救護・応急医療訓練、(オ) 各種火災消火訓練、(カ) 道路復旧、障害物駆除訓練、(キ) 緊急物資輸送訓練、(ク) 地震津波情報など、火災情報の収集伝達訓練、(ケ) 流出油防除訓練、(コ) ライフライン復旧訓練、(サ) 緊急地震速報対応訓練、(シ) その他被害想定対応訓練、以上の訓練について、どのように考え

議 長 しているのか合わせてお聞かせください。  
小休します。

(時に 9時41分)

(小休中)

(時に 9時42分)

議 長 再開します。  
消防防災課長

消防防災課長 先ほどの避難誘導のご質問に関してですが、団によっては誘導していると聞いております。で、施設の方も一緒になって避難誘導して下さっておりますので、そういった形で避難誘導をしているという表現にさして頂いております。以上でございます。

議 町長  
町長

消防団の皆様方が避難訓練、9月1日の避難訓練の時に出るのが議員は意味がないというふうに感じていらっしゃることについて、私の所見というようなことですので、私自身は消防団員の皆様方は防災のいわゆる指導者のお1人であるというふうに思っております。議員おっしゃられたように、東日本の大震災を受けましてから、消防団員といえども率先避難者となるというように位置付けられまして、それをもう地域防災計画にも書かれているところでありますが、その9月1日に行っている、いわゆる各施設の防災訓練等につきましては、そういった防災のある意味専門といいますか、助言を行えるものが一緒に行って頂いて、そして講評なりをして頂くっていうことは非常に重要なことではないかというふうに思っております。ですから、何も施設の防災訓練にあたって、消防団員の方が避難誘導を率先して行う、それも実際の災害の時でも、ご近所の方とかにはお声掛けを頂きながら多分逃げて頂くんだらうというふうに思います。そういったことできっちりどういうんですかね、議員が言いたい、言われるっていうことは現実に即した防災訓練をなさいよと言うようなことは、私どもも分かるところでありますが、今申し上げましたように各施設の防災訓練におきまして、消防団員に出て頂いて、そしてその防災訓練の状況を見て頂く、状況を把握して頂くと共に適切な助言を頂き、最後に講評等をして頂くっていうような一連の行為は重要なことではないかなあというふうに思っておるところでございますので、所見と致しましては、私の方はそのように思っております。以



上でございます。

長 北山議員

それでは質問をさせていただきますが、今の答え、答弁っていうんは全く答弁になっていないように感じます。まず防災課長の「団によっては避難誘導をしている、だから書いたんだ」というような答弁。こんな答弁でいいんですかね、ちょっと避難訓練、町の実施する避難訓練について疑問を持たざるをおえません。それから町長の所見については、私はそういうことを今町長が答えられたようなことを聞いたわけではないんですよ、町はこの地域防災計画の中に先ほども言いましたが、避難訓練っていうんを町自身が作っておるわけなんですよ。それを実践するべきではないんですか、先ほどの課長の答弁で町の方は防災訓練が終わり次第、検証をしてその問題点を洗い出して改善措置を講じると。そういうことを町自身が決められておるんですよ。その検証は全くできてない、そう理解せざるおえんような、そういう答弁。団については避難誘導もやったところがある、だから書いたんです。そういう避難訓練でいいんですか、町はそういう避難訓練を決めようわけじゃないでないですか、町は避難訓練として実際やって、その避難訓練を検証して、改善点を洗い出して、そして改善策を講じると、こう町自身が決めとんですよ。この今回の9月1日の避難訓練にしても、平成27年の8月5日に美波町消防団幹部会がありました。この中で言われたことっていうんは、平成27年度の避難訓練について、「各分団参加してもらえますか」、それから「配置は昨年と同じでいいですか」、それから「報告事項色々訓練終了後速やかに分団名・施設名・団員数・避難所・所要時間・避難人数・避難場所・その他気づいた点などを報告して下さい」、ただそれだけなんですよ。これで避難訓練をやっているっていうような、ただ町長が言われたように「防災に見識のある人が後、講評をしてもらうに意味がある」、そんなことを聞きよんではないんですよ。避難訓練っていうんは、町がこういうものだと、避難訓練はこういうことをしますよと言うて、地域防災計画、新たな地域防災計画、その内容についても古い地域防災計画と同じなんですよ、これということからしたら、年々そういうことをやってきて今現在になってきたと、そういうことでしょ。それが今現在の新たに改正した地域防災計画にもよらずに、今までと同じ様な避難訓練をやっている。それでいいのかとい

うことを町長に伺っているんです。再度この件についてお聞かせを願いたいと思います。

議  
町

長 町長

ではお答えさせていただきます。防災訓練のいわゆる主催といえますか、まあ町であるっていうことは間違いございませんし、避難訓練自体をそれぞれの施設でやって頂くっていうことについては地域防災計画が変わろうと変わるまいと一緒にすることではあると思っております。先般、牟岐町を震源地として大きな地震が発生を致しております。その時に、日和佐こども園の子ども達が学校の先生方の誘導に従って避難場所である南部総合県民局にいち早く避難をして頂いております。それは結果事実でございます、訓練の成果、賜物ではないかというふうに考えております。そういったことで訓練をすることによって有事の際にそれぞれの施設の、学校であれば児童・生徒、施設であれば入居者の方を安全なところに避難するというようなことをそれぞれの施設の管理者のもとで、職員の方々共々やって頂いているというふうに私は思っております。細かいほのそれぞれの施設のところの報告を私自身が受けているっていうことはまあございませんので、そのことについて細かいことは申し上げませんが、そういった訓練をすることによって、先ほども言いましたけれども、児童・生徒並びに入所者の方々の安全を確保するっていうような避難行動はとれているのではないかと、いうふうに感じております。議員からご指摘のあった点につきましては、今後担当課を含めまして施設の担当者・責任者の方々と、それから場合によっては出て下さっている、それぞれの分団の幹部の方と終わった後にどうであったかというような反省会といえますか検証といえますか、そういったものを行うようにしていくっていうのも必要なことではないかなあというふうに思っておりますので、今後そのような避難訓練をさらに実行のあるような、身のあるような訓練にしていくように努めて参りたいと思います。

議

4 番 議

長 北山議員

今、町長からるる答弁がありましたが、保育園が避難訓練の賜物というようにそういう答弁に始まって、まあ検証が必要だというように、そういう認識を持たれたというように、そういう答弁だったように思うんですが、再度繰り返しますけれども、検証が必要だと感じたっていうような、そういう

答弁を今、そういう答弁をするって本当におかしい話だと思います。この地域防災計画の中にそう書いとんですよ、過去からずっと古い地域防災計画からそのように書いとんですよ、その検証が全く今までやってこなんだということで、長年同じような避難訓練をやってきたと。今ここでそういうことを指摘されたら検証も必要なけんこれから反省会ですか、やっていきたいとかいうような、そういう答弁ありましたが、そういう段階ではないと思うんですよ。まず全てのことに町の全てのことに言えると思うんですが、やはり町が作ったものについては自分自身が作ったんだから、そのように実行していかないかと思えます。その実行するために当然作っとうと私は信じております。それを今これからやりますとかいうような、それだったら作る必要もないし、これから作っていったらいいんでないかなあって言うような、そういう感じがしますんで、最終町長には細かい報告は上がらんのだというような、そういう答弁もありましたが、全て町長が理解してできるものではないと思えますんで、やはりその担当課にきちっと決めたことは決めたように実際それを実行していく。これを町長がきちっと指導していけばそのようになっていくと思えます。そうしなければいつまでたっても今までと同じ様な避難訓練に終わって、なんの進歩のないような避難訓練になっていくと思えます。最後の質問なんですけど、近くでは今のその訓練ができてなかったというようなことの根拠になるんだろうと思うんですが、近くでは先日実施しました議会だより報告会で、「日和佐で起きた火事の時、消防団の活動の指揮系統が乱れていた」というような住民からの意見がございました。また遠くでは旧町時代ですが、多くの町民から由岐・田井の山火事において消防団幹部の指揮力の不足が指摘されております。このような町民の声は訓練に問題があったことを物語っているものと思えます。そこで先ほども言いましたが、美波町地域防災計画は美波町の地域防災に万全を期すために町自らが策定したことを再度認識をして頂いて、それを実践して頂きたいと思えます。今後に対する町の意気込みを再度町長からお聞かせを願いたいと思えます。

議  
町

長 町長

長 私はちょっとよく分からないのは、平成 27 年の 8 月 5 日に幹部会があったという席には議員も分団長としていらっしやったんですよ。議員の今のお話を聞くと、ご自身は完全に

もう別のところにいて、おっしゃているような気がするんですけども、例えばですね、その幹部会の時にそのように議員が感じたのであればご発言をなさって、「このようにすべきじゃないか」というようなこともまた言って頂けたらありがたいかなかと思っております。今のご質問に関しては、今後防災訓練が実のあるように、なっていくように担当課にも指示を致しまして、やって行きたいというふうに考えております。以上でございます。

議 4 番 議 員 長 北山議員  
今、町長からのご意見がございましたので、質問ではないんですが、8月の5日の幹部会、当然私出ておりました。しかしその結果がただ誘導をしたというふうな、そういう結果の町長からの報告がありましたので、その中身、その避難訓練について今回質問をいたしましたので、十分町長もその地域防災計画、再度こうちょっと読み返して頂ければ町のやるべきことっていうのが分かると思いますので、そこのところよろしくをお願いします。

議 長 小休します。  
(時に 10時00分)  
(小休中)  
(時に 10時00分)

議 4 番 議 員 長 再開します。  
北山議員  
次に災害時の救急対策についてお聞きを致します。災害が発生後、各避難場所では正確な災害情報収集と避難所での問題を報告できることが被害者の不安解消と次に進む希望に繋がると思います。ある人は避難の途中、崩れた家屋などで負傷した人を横目で見ながら避難し、その人の安否が気がかりで思い悩む人、あるいは避難の途中で負傷大けがをして命からがら避難所にたどり着いた人など、色んなことを想像した時、各避難場所での救助・救援を求める先はどこなのか。また、その方法はどのようにするのか町の考えをお聞かせ下さい。

議 消防防災課長 長 消防防災課長  
避難所からの救助依頼の連絡手段と致しましては、携帯電話及びデジタル無線機、衛星携帯電話、携帯メール、ツイッター等のSNSの使用が考えられますが、携帯電話は、災害時には通話が不能になることが考えられますので、避難所等か

らの連絡手段と致しましては、デジタル無線機により外部と連絡を取る方法が考えられます。しかし無線機においても災害状況及びその時の気象条件等によりまして、確実に通話が可能とは言えませんが、手段と致しましては、携帯電話より繋がりやすいと考えています。

現在、自主防災会におきまして緊急時連絡用にデジタル無線機を購入している自主防災会もありますので、各自主防災会におかれましては、自主防災会活動支援費補助金や運営費補助金を活用しながら、町内会や自主防災会で協議をして頂き、緊急時連絡用デジタル無線機の導入について検討して頂きたいと考えております。

また町の対応としましては、携帯型無線機を町内の公共施設及び学校等に45台と各消防団にも設置させて頂いております。この携帯型無線機につきましては、役場と交信が可能で、救助を求めることもできますので、災害時には、可能な限りこれらの施設の携帯型無線機を使って頂き、連絡を取って頂きたいと考えております。また、災害状況によりましては、携帯型無線機を設置しております施設にたどり着けない場合等も考えられますので、町内各避難所のうち集会所を主体と致しました数カ所に携帯型無線機を設置できないかを今後、自主防災会や町内会と協議を重ねながら検討をして参りたいと考えております。以上でございます。

議

長 小休します。

(時に 10時04分)

(小休中)

(時に 10時05分)

議

長 再開します。

北山議員

4

番 議

員 今、課長から答弁を頂きました。要請する相手側は町っていうんは少し、これはどういうことですか。再度もう少し詳しくお聞かせを願いたいと思います。

議

長 小休します。

(時に 10時05分)

(小休中)

(時に 10時05分)

議

長 再開します。

4

番 議

員 今のところもう少しお聞かせを願いたいと思います。それから手段については、デジタル無線機というふうな答弁があ

りました。その中で各地区の集会所に置けないか検討するというふうな話が合ったんですが、この集会所っていうのはどういうことを指しているのか、もう少し詳しくお聞かせを願いたいと思います。初問にも言いましたが、やはり住民の方が避難する避難場所、そこで避難してきた方が色々情報をはめるのと、それと避難場所の情報を出すというような、そういうことをしなければならないとすれば、やはり各避難場所、今防災倉庫ですか、防災倉庫を各地区で整備をされておるようなんですが、そこらそこらで当然そういう機器が必要になってくるのではないか。先ほど各自主防災会に補助しておる80千円ですか、それで協議をして買って下さいというような、そういう話だったんですが、その補助につきましては各自主防それぞれ色んな計画なりをしていく上で、全て中々こう使っていくというのには、難しいというように感じます。であれば一番こう必要な情報を共有するという意味からも、一番必要な手立てでありますんで、そここのところ早急に考えて頂ければと思います。先ほども何回も話に出しておりますが、美波町地域防災計画っていうその中には避難場所の避難の実施に必要な施設・整備、施設の整備に努めるとして、この中には衛星携帯電話など通信機器などと書かれていますが、現在の消防等に配置されているそのデジタル無線が一番最良だと町も感じているのであれば、それを配備するように努力をして頂きたいと思います。かつて消防防災課は各自主防にも配備をしたいと、そういうふうに言っておったように思いますんで、その中身をもう少し検討して頂いて、早急に配備をして頂ければと思いますんで、よろしくお願い致します。以上です、答弁をお願い致します。

議

長 小休します。

(時に 10時09分)

(小休中)

(時に 10時11分)

議

長 再開します。

消防防災課長

消防防災課長

ただ今の質問の中で、避難しながらの連絡手段、どこにどう連絡したらよいのかということだったと思うんですが。避難場所で、大丈夫ですか。それから集会所とはどこかという質問があったかと思いますが、現在考えている範囲で答えさせて頂きますと、大雨時、台風の時とか大雨の時に避難所を

町の方で開設しております。それが現在町内で13カ所ございます。今、予定しております設置を検討させて頂いております。避難所というのは、その13カ所を今、考えております。で、なぜここかといいますと、停電の時に、現在個別に入っております個別受信機が停電の時には使えないということもございますので、町が持っておりますこの携帯型無線機をその避難所に設置することによって、これは電気が止まっても23時間ぐらいは通話が可能ですし、町内放送も聞けることができますので、今後はこれの設置を考えて行きたいと思っております。

それから備蓄倉庫にこういった機材を設置できないかという質問があったかと思いますが、現在、備蓄倉庫いろんなところに設置をさせて頂いておりますが、なにぶん台数が多く入っておる関係で、予算的にも今後検討が必要かと考えておりますので、そのあたりは今後、検討をさせて頂けたらと考えております。以上でございます。

議

4

番 議

長

員

北山議員

一番最初のその要請をする相手側については町、この答弁は少しちょっとおかしいように思うんですが、災害時は対策本部がもう立ち上がるんでしょ、今もう課長、私いろいろお聞きしよう前提っていうのは避難場所の話し、これは津波災害、これに限定して話をしようですよ。どんなんかと、住民の皆さんも津波についてやはりすごく関心を持っておられるんですよね、色んな事例、こういうことっていうのも、津波で避難する。そういう状況において避難場所でどうなんかないような、そういう議論をさしてもらいよう訳なんで、やはり相手側町です。そういう答弁はもう少し考えて頂けたらと思います。それと集会所、これ13カ所大雨時に避難する場所っていうような、そうい答弁だったんですが、やはりこれ私今聞きよんは津波災害についてどうなんかないような質問なんで、こういうことを考える、今のあの先ほどもずっと言うてきましたが、避難場所でのやはり避難された住民の方の不安を解消する、そういうことからすれば大雨時に避難するところに個別無線、受信機が停電した場合使えんからっていうような、そういう理由でこの集会場を考えて、それはそれでまたいいんかなあとは思いますが、やはり今、お聞きしようんは津波災害についてどうなんですかというような、こういうことを聞かしてもらっておるんで、そういうこ

とでお聞かせを願いたいと思います。やはり何をほっといても私は避難場所では色んな災害情報、それからけが人をどうするっていうような、そういうことの対策本部が相手側であるのであれば、対策本部と避難場所とで色んな情報の共有ができるような、そういう手立てがまず一番先に考えなければならぬことだと私は思います。色んなところで話が少し違うんですが、色々ヘリポートの整備とかそういうことも色々議論をされますが、当然ヘリポートを整備するというのは、被災者を救助救援するため、それからその人らを助けるために要請すると、そういうことになれば当然通信手段が必要になってくる訳でありますので、それらを総合すればやはり避難場所には通信機器、これが必要不可欠なもんだろうと思いますので、今後予算の関係もあって、検討しますというような、そういう答弁だったんですが、やはり本当にそれを検討するうえで本当に整備をするという考えに基づいて検討するのであれば、それはそれで私はいいかなあと思うんですが、その場しのぎの検討しますと言うとったらええわっていうような、そういう気持ちで検討しますとおっしゃられるのであれば、これは納得しがたい問題だと思いますので、そののところもう少しどういうことで検討されるのか、そのところをお聞かせ願えればと思いますので、よろしくお願いします。特にこういうことがもし実際配備をされるのであれば、また今後先ほどの訓練の中の12項目ですか、中の1つにも入っています情報の伝達訓練、こういうことも密に地域で行って行くことにもなるんだらうなああと、隣町ですか、福井町、福井町は避難場所全てに無線機を配備していく、トランシーバーだったんですかね。そういうことを配備されてそういう訓練を実際こうも隣町ではやっておるという事例もありますので、そのところどういう今後検討をされていくんか、その意気込みというんですかね、ことについて再度お聞かせを願いたいと思います。

議  
町

長 町長

長 今、議員がおっしゃられている避難場所っていうのも、1次避難場所と2次避難場所違ってくるのかなあというふうに思っています。想像と言いますか、発災して命を守るためにまず逃げるところが1次避難場所ではありますが、1次避難場所はどちらかといえば、あのう屋根がないようなところがやっぱり多ございます。そこにほのいわゆる情報通信機器を設



置するっていうのは、なかなか常設するっていうのは難しいのかなあとは思っておりますけども、津波がいったん落ち着いて 2 次避難場所へ移動することになると思いますが、その場所ではそういった情報通信機器っていうのは整備していくっていうような方向になろうかなあと思っております。隣のっていうお話がありましたけれども、そこについてもイメージとしては 2 次避難場所をイメージしてやられているのではないかなあと思っております。従いまして、美波町にとりましては本当に町の人口それから戸数について、ほとんどのところが浸水区域になるという厳しい想定でありますので、2 次避難場所についても、なかなか有効な建物が、既存の建物がないということも現実でございます。そんな中で 2 次避難場所に指定されているところには、そういった通信機器の配備を今後考えているというようなことで、さして頂こうと思っております。以上でございます。

議

4

番 議

長 員

北山議員

すいません、最後なんで質問ではないんですが、今の町長の答弁を聞かせて頂いて、2 次避難場所に整備をしていくっていう考えを今お示しをされたと思うんですが、それではそこで一番こう疑問になってくるのは、じゃあ 2 次避難場所のないところはどうなるんだということになってこようと思えます。やはり今、避難場所は屋根がないとおっしゃられましたが、各地区の避難場所の一部には防災倉庫っていうのも当然ありますんで、国も今示されております最低限 3 日は地域で耐えてくださいねと。私どもの地域でも最低限 1 次避難場所でも 3 日は耐えようと、そういうことで防災倉庫の備品整備も現実やっておりますんで、その 3 日間いろんな情報が入ってこん。この住民の不安さ、これを町は解消する手立ては当然講じていくべきと思えますんで、今後 2 次避難場所をやりますよというような考え方はもう少し考えを改めて頂いて、1 次避難場所にも整備をすると、そういう方向で考えて頂きたいと思えますので、今後よろしくお願い致します。質問ではありません。

議

長

以上で、北山議員の一般質問は終了しました。  
休憩します。

(時に 10 時 24 分)

(小休中)

(時に 10 時 45 分)

議

長 休憩前に引き続き、一般質問を行います。  
続いて 9 番戎野議員の一般質問を許可します。  
戎野議員

9 番 議 員

さて私は今回 3 問質問させていただきますが、中心は 1 問・2 問を中心に始めて参りたいと思います。まず 1 点目のですね、新電力、いわゆる PPS パワープロデューサーアンドサプライヤーということで、新電力が来年の 4 月からですね、自由化の対象に一般家庭や小規模店舗にまで拡大されることになりました。電力の自由化には発電の自由化、電力小売の自由化並びに送配電の自由化の 3 つの自由化がありますが、私達への影響が大きいのは来年からの電力小売の自由化であります。発電の自由化とは従来からある地域の電力会社、この地域では四電のような一般電気事業者ですが、その電力会社とは別に誰もが新電力 PPS として呼ばれる新しい電力会社、特定規模電気事業者と言われるわけですが、そういうものになれることで、電力の小売りことでありまして、電力の小売り自由化とは消費者がどの電力会社からでも電気を購入できることであり、電力会社が増え、購入先を自由に選べれば競争が起こり、電気料金の値下げや新たな料金プランや従来にないサービスの提供が電話や携帯電話など電気通信分野のようにそれぞれが選択をして、より安い料金とサービスを決めることができるようなことに繋がってまいります。しかし新電力と言われる新規電気事業者と契約をしたからといって、専用の回線が敷設されるわけではなく、今あるコンセント以外の場所から電力が供給されることもありません。つまり電力そのものは従来と同じ電力会社の送電施設から供給され、新電力は契約者が消費した電力分を送電線網に戻す仕組みになっていますので、我々にとっては請求書を送ってくる相手が変わるだけで、電力供給についてはなんら変化はありません。また安定供給を確保する仕組みとして、小売事業者に対して供給力確保の義務化や電源確保に万全を期す広域的運営推進機関を設けるなど、安定供給に支障が生じないような措置も施されており、供給面での過度な不安は不要といえます。さらに電力会社の発電部門と送配電部門を別会社・別組織に切り離す発送電分離についても 2020 年に実施の方針が固められております。このような電力自由化の状況からすでに国自体が各省庁の電力購入先を経産省や法務省は丸紅から、文科省や内閣府や総務省はエネットから、国交省は F-

Power からとより安い新電力会社に契約を変え、東電の利用はですね、防衛省ぐらいだと聞いております。来年 4 月からスタートする電力自由化へ向けて実際に我々が契約できるようになるのは、来年の 1 月頃と言われておりますが、その前段階として既存の電力会社、新規参入の新電力がこれから秋にかけてサービスの内容の公表や予約受付を開始する予定と聞いております。本町の施設で使う電力を四電よりも 10%以上安くと言われる新電力との競争入札を行うべきではないか、新電力の落札が見込める施設とそうでない施設を判断して、安定供給を損ねることがないように見極めて検証し、より安い電力契約への見直しを図っていく考えはあるのかどうかお聞きしたいと思います。既に自由化の開始から 15 年を経て、全国では小中学校や市役所・銀行や飲食チェーンなど数多くの自治体や企業が新電力を選ぶようになっておりますが、本町では既にこれらの電力自由化への段階的に取り組んできた、また導入しているのか、まず先にお聞きして置きたいと思えます。また本町の出先機関を含め、支払いの電力料金、年間もしくは月ですね、そのうちもし新電力との契約購入があればどの程度なのか、また電力料金軽減対策として、太陽光発電など自家発電を含め、どのような措置でどの程度の軽減効果を生んでいるのか説明を受けたいと思えます。

それからガス事業法の改正を経て、2017 年にガス小売りの全面自由化が実施される方向で進んでおりますが、今後は電気だけでなく、都市ガスなどに係る企業が地域や業種を超えて、例えば大阪ガスと四電などが提携再編して、電気とガスのセット販売など、従来にない電気料金メニューも登場されようとしておりますが、そのようになれば本町として給食センターなど学校等での節減対応に利活用していくのかどうかもお聞きして参りたいと思えます。4 点目にですね、自然再生エネルギーでの地域おこしの取り組みということですが、徳島県は県有地にですね、マリンピアの沖洲太陽光発電所、いわゆるメガソーラーを徳島県誘致を利用してソフトバンク徳島、小松島ソーラーパークなど多くのところに貸し出しをしたり、自前でそれを作ったりしております。また間伐材を利用して隣の那賀町ではバイオマスの実証試験発電など採算ベースへ向けて自前で地域からのエネルギーの地産地消を目標に自家発電への取り組みを行い、エネルギー企業で雇用創出に取り組もうとする県や那賀町のように、それを見習

議 長  
総務企画課長

いですね、美波町も地域性産業構造を活かしてメタンやバイオマス・風力・小水力発電・太陽光発電等地域エネルギーを発電へ繋げての実証実験、さらにそれを地域おこしに取り組む考えはあるのかどうか、1問目の質問としたいと思います。

総務企画課長

お答えさせていただきます。電力の自由化の流れにつきましては、平成12年に大規模な工場などを対象として始まりまして、その後段階的に進められまして、平成17年からは契約電力50KW以上の工場、ビルなどが対象となっております。四国電力管内では、全国の中でも新電力事業社の参入は遅かったとは聞いております。町では、他団体等の動きなども見極めておりましたけれども、現在、町で確認しております新電力事業社が参入している県内の行政機関と致しましては徳島県それから鳴門市であります。近隣の阿南市・那賀町・牟岐町・海陽町の県南地域でも導入に至っていない状況であります。議員がおっしゃりますように、来年には家庭向けの電力小売りも自由化されることから、多様な契約の方法が考えられますけれども、具体的な内容はまだ示されていないのでございますので、その内容も把握した上で判断させて頂けたらと思っております。

次に町の支払い電気料金の総額でございますけれども、町支払いの電気料金の総額につきましては、平成26年度の1年間で約78,000千円となっております。それによる新電力に切り替えた場合の競争入札によつての結果にはなるんですけれども、もし想定でいきますと、この全体額で言えば3,900千円ということになるんですけれども、5%で3,900千円ですけれども、その内今現在の制度では50KW以上ということで、50KW以上の施設では年間約45,000千円でございますので、5%とした場合には2,250千円っていうような金額が想定ですけれども出てまいります。この電気料金の軽減策といたしましては、町と致しましては節電、省エネとかの取り組みを行いまして電力需要が抑えるようなことを行っております。特に夏場を中心と致しまして室内の室温設定・パソコンの省エネプログラムのインストール・昼休みなどのこまめな電源オフ・エレベーターの使用制限・エコスタイルなどを行っているところでございます。

次にガス小売り販売自由化への取り組みについてでございますけれども、美波町においては、ガスについては主に給食

センター等が大きな施設かと思えますけれども、使用しているのがLPガスということで、既に従前から自由化となっていることから、町では町内の事業所等に搬入をお願いを致しているところでございます。今回の、電力の全面自由化によりまして、議員おっしゃられるように電力とLPガスをセットにした販売も考えられますけれども、具体的な内容についてはまだ聞いておりませんので、今後、情報収集に努めさせて頂きたいと考えております。

次に自然エネルギーでの地域おこしの取り組みということでございますけれども、美波町で現在行っています再生エネルギー関係では、各ご家庭の太陽光パネルの設置に補助金として最大で300千円の補助をとることを行っております。現在、全国では自然エネルギー等を使った多くの発電システム等の開発が行われています。その中で、バイオマス、小水力発電については美波町においても実施が可能ではないかと考えられます。特に、木質バイオマスについては、那賀町で実証試験等が行われているところであります。しかし、現段階では、まだ課題も多く開発途中であると聞いております。開発には専門的な知識と費用が掛かることから、情報収集に努めまして、美波町で取り組めることが確認できた段階で、その制度設計の検討も含めて考えさせて頂けたらと考えております。以上答弁とさせていただきます。

議 9 番 議 員 長 戎野議員  
町の試算では5%ということ、そのぐらいは安くなるんじゃないかということ、年間78,000千円の5%ということなんですけど、その5%っていうのはどういう資産から出てきたんでしょうか。

議 総務企画課長 長 総務企画課長  
一般的といいますか、この今回の質問を受けましてちょっと情報収集した中では1%から5%の範囲の軽減が図られるのではないかっていうような情報を頂きました。それで他の資料とかでは15%とか色々あるわけなんですけれども、ただ美波町については小規模な電力消費ってということで、今現在やられてるのが鳴門市さんであったり、県であったり大規模な電力需要がある施設であって、その下げ幅についてはやっぱり新電力の経営状況もありますので。やはり大口に対してはその分安くってというような、そういう傾向があるように聞いております。ですから今回5%というのは仮にっていうこと

で、試算としては5%で入札によってはもちろん1%であったり10%っていう場合もあるかも知れませんが、まあ想定で5%とさせていただきます。

議 9 番 議 員 長 戎野議員  
もう国の多くがほとんど新電力に変わり、県も変わり、多くのところがより安いところで財政的な負担を軽くしていこうと、積もり積もったお金っていうものはやっぱり非常に大きくなってきますので、5%と今設定しておりますが、競争入札によっては、その50KWの枠はなくなって完全に低扱いの電力の小売りの自由化になっていきますので、その5%よりかは実際は多くなると私は考えておりますので、まずは小中学校からの導入を進めて、各施設への導入の検討というふうに進めて行くべきではないかと考えますが、その点はいかがでしょう。

議 総務企画課長 長 総務企画課長  
今回の新電力の参入の件でございますけれども、まあ小中学校というようなことございましたけれども、特に現在施設的には電力需要が大きいのは役場本庁の庁舎っていうのがコミュニティホールと一体化になってまして、契約電力が165KWということで、年間の電力料金が26年度で6,250千円程度の電力料金となっております。ということで、始めるとするのであればこういった大規模な施設から行うべきかなあとは考えております。

戎 野 議 員  
もちろん需要の大きいところから効果が大きいということで、そういうところを対象に競争入札に国や県にならなくてすね、取り組んでいただきたいということで、1問目の質問を終わりたいと思います。

議 9 番 議 員 長 戎野議員  
2問目に移りたいと思います。美波病院及び医療保健センターいわゆる診療所を含めた運営についてございます。予定しておりました一般質問が11日に行われました文教厚生委員会での病院及び保健センターの経営と運営についての質疑の中で主従行われ、町長及び病院事務担当からの意見・説明表明がありましたので、重複するところはなるべく避けて、残された課題についてさらに絞って質問をさせていただきます。1点目のです、いわゆる医薬分業の問題であります。院外処方今現実、病院の外にある調剤薬局で薬と購入するのが全国平均で7割近くに及んでいるとも聞いたりしますが、現状は

由岐病院は現在は院内処方、日和佐病院は院外処方、新たな診療所保健センターの完成によって町長は方向性は院内処方に変更すると表明されておりました。これら委員会でも質問を重ねてきたわけですが、患者利用者の利便性、それから負担について町民にですね、院内・院外処方双方のメリット・デメリットについて説明をする義務があるのではないかと質問したことに対しまして、来年3月からの病院開院から医療保健センター診療所の開院まで1年の期間があり、その間の対応を今後検証、院内処方できるか、薬剤師の問題を含めてですね、そういうことをしていくということの回答があったものの、町民の中には日和佐地区における診療所での院内処方に統一されると町内の薬局が潰れて、日和佐にそういった民間薬局が残らなくなるのではないかと、その不便性・不安を商工会での議会報告会でも質問が出され、そこに勤める従業員の雇用問題でもあるとの指摘を受けました。院外処方を継続してはという意見であります。医薬分業で院外処方が多くなるメリット・デメリットを含め、アンケートを町民に取るなど町民からの意見をきちんと聞きながらやっていく、そして町の広報で説明等をもっとしていくべきではないかという点について質問をさらにしたいと思います。すべて何事も国が言うがままにすべきではないと私も町政に関しては思いますし、これまでの住基カードも問題や町村合併など非常に町財政に経費と負担もしくは町民への負担、自治にデメリットな問題が残ったりしてきましたので、美波町にとってベストな選択をするということは、私も異論はございませんが、やはりこの院外処方にすることによって処方箋料が増え、負担が高くなる。院内の方が安くなると先日の委員会で説明がされましたが、メリットで町医療機関はですね、薬の院内在庫や不良在庫が増え、調剤のロスや医薬品の請求事務及び購入の事務量、人件費も増えることを考えればこれらを余ったのメリットがどこにあるのか、院外処方のデメリットがどういうものであるのかっていうことをですね、住民、利用者に分かりやすく広報すべきではないかという点についてお聞きして、再度お聞きしたいと思います。

それからですね、2点目の運営のサービスの向上に関連するんですが、病院事務長は電子カルテの導入により希望すれば院外処方も可能であるとの回答がその時ございました。美波町病院及び日和佐診療所も共にこれら電子カルテの導入に

より、効率化を図っていく、その効果によってですね、薬の処方には患者の利便性を考慮した選択制を取っていくことも可能だとの理解をしておいていいのかどうか、その点についてお聞きしておきたいと思います。サービスの向上としてですね、美波病院と医療保健センターを結ぶ連絡バスの運行について町長は諸般の報告の中で意見を参考に適した交通体制の整備に努めるとの表明がございました。巡回バス・デマンドバスの運行も見込めない中で、町長はタクシー補助との併用を考慮するような説明でしたので、再度質問してまいります。現在のままのタクシー補助制度、日和佐地区では山河内や西河内・北河内地区の利用者が中心でございますが、そういう制度で診療所までに来てもらい、そこから病院専用の定期バス運行だけで対応するということなのか、お聞きしておきたいと思います。町内周遊の巡回バスを走らせて、観光客や買い物それから通院にも使える町営バスを由岐搬送班を活用して走らせる考えはあるのか、また全くないのかその点もお聞きしておきたいと思います。

電子カルテ情報システムの導入により、診察科の医師によって再診時の予約も可能となるかの印象を先日の委員会では受けましたが、病院での診察経過順のですね、待ち表示もなく、院内処方薬の案内もこれまでどおりの対応のことであるが、利用者のサービス向上を向上させる意味からも特にですね、遠くから朝早く診察待ちをしなくてもよいように、電話予約を取り入れるなどのサービス提供、時間軽減策は何ら考えていないのか、再度お聞きします。

続いてですね、望まれる医療スタッフということで、医師や看護師・医療スタッフの継続的な拡充と医療サービスの向上をどのように取り組んでいくのか、特に医師不足の現状で新病院の医師確保及び非常勤医師の充実を将来的にも、どのように対応、どのような対応で乗り切っていこうとするのか、最後にお聞きして2問目の質問とさせていただきます。

議 長 特定事業調整課長  
特定事業調整監

私の方からは1点目の薬局については、美波病院については、薬局については回答はよろしいですか、どうでしょうか。

美波病院の件につきまして、私の方から説明をさせていただきます。まず薬局の院内処方・院外処方の件でございますが、美波病院の薬局につきましては先日の委員会の方でもご説明は



させて頂いたんですが、平成 25 年 3 月に示されました美波町立病院整備方針に基づきまして、職員 2 名を配置し、院内処方とすべく、現在 5 月に内示を受けた薬剤師と、他の医療スタッフともに美波病院での開院準備を進めているところでございます。院内処方の理由と致しましては、美波病院につきましましては薬局自体が近隣にないということが 1 つありますし、病院内でのワンストップ対応が可能であるということ。また災害発生時美波病院につきましましては、拠点病院災害発生時の拠点病院となるため、薬剤備蓄がある程度持つておくことが必要であるということから、院内処方ということで考えております。

続きまして運営サービスの向上につきましてでございますが、現在先ほどにもありましたように 5 月に病院スタッフの内示を受けております。そのスタッフを中心にスタッフミーティングを現在まで 10 数回を重ねておりまして、美波病院での医療体制について鋭意検討・協議を進めているところでございます。このミーティングでは、日和佐病院・由岐病院の診療の違いや新病院の間取り、新規導入医療機器、電子カルテなどの取り扱いなど様々な課題や問題点を洗い出して、協議を行っているところでございます。なお、電子カルテにつきましましては、先般、美波病院電子カルテ構築業務プロポーザル審査委員会におきまして、審査を行い、第 1 優先交渉権者に日本事務器(株)さんを選定させて頂いております。今議会に予算計上させて頂いております、病院総合情報システム導入予算が議決頂きましたら、一体運用すべく早期に協議を行う予定に致しております。これらの様々な協議の中で、病院運営及びサービスの向上に向けてまして、また先ほど議員からありました診療待ち時間の軽減対策につきましても、病院総合情報システムなどをうまく活用して、検討を行っていききたい、今後検討を行っていききたいと考えております。

また、医療スタッフの充実の件でございますが、これも先般委員会の方でご説明させて頂きましたが、理学療法士を 2 名採用し、由岐病院では牽引などしかできていなかった、リハビリテーションなどにつきまして、理学療法士を中心に行うことを予定しておりまして、充実させることとしております。診療科の充実につきましましては、町長を筆頭に徳島県や徳島県医師会、徳島大学など関係機関への依頼を行っておりますし、今後も積極的に医師確保に向けて努力を重ねていくこ

とと致しております。議員各位におかれましてもご尽力頂けるようお願い申し上げます。以上です。

議 長 病院事務長

日和佐病院事務長

私の方からは、医療保健センター診療所の事に関しましてご説明させていただきます。まず医療保健センター診療所につきましては、その建物が完成し業務を始める際の薬局の体制につきましては、現段階ではまだ院内・院外処方については検討中ということであります。美波病院が、新しい美波病院が開院した時点で、日和佐病院の外来機能を使って診療所業務を行うこととなりますが、日和佐病院の薬局の構造や現在の設備では院内処方を行う体制はとれませんので、医療保健センターの診療所が完成し業務を始めるまでの間は、院外処方で行うことと考えております。

医療保健センターの診療所及び処方の体制につきましては、現在検討中ですので体制が固まりましたら、お知らせしていくことと致しております。院内・院外のメリット・デメリット、先ほども議員からもお話があったことにつきましては、処方の方法につきましては、現在各医療機関で院内・院外それぞれ行われておったりもしますし、新しい診療所の新しい診療体制、職員の配置など、様々なことを検討しながら今後考えていくことと致しております。それがはっきりした時点でお知らせすることになるかと思いますが、どのようにお知らせするか、そのお知らせの方法につきましても、今後検討していくこととなります。

続いて運営サービスの向上のことではありますが、医療保健センター診療所が完成し、業務を始めるまでの間につきましては日和佐病院の外来機能を使って診療所業務を行うこととなります。医療保健センター診療所では美波病院のように新しい機器類が整備されることで、診療の待ち時間の軽減などの対策が図れるものと考えます。医療保健センター診療所は美波病院の約1年ぐらい後の開院となる見込みであることから、美波病院の運営体制のノウハウなども参考にしながら、運営サービス向上に努めたいと考えております。

なお、現在日和佐病院では、専門性の高い特殊な外来、もの忘れ・早期認知症外来、糖尿病外来につきましては、予約診療を始めております。医療スタッフ及び診療科の充実につきましては現在、医師は常勤1名、非常勤医師11名で診療業務を行っております。診療科は、内科・外科・整形外科・皮

膚科・神経内科のほか、もの忘れ・早期認知症外来・糖尿病外来・内視鏡検査を行っております。殆どの医師がそれぞれの診療科目の専門医の資格を持っております。診療所でもこの診療体制を維持し、今後も専門医を集めた総合的な診療所としていく方針です。引き続き医師の確保に努め、専門外来の充実を図りたいと考えております。診療所には臨床検査技師・薬剤師・放射線技師・理学療法士が日和佐病院と同様に配置される予定です。

医師の確保につきましては、先ほど病院の方でもお話がありました。今後積極的に努力を重ねていくことと致しております。議員各位におかれましてもご尽力頂けますようお願い致します。以上です。

議 長  
総務企画課長

総務企画課長

私の方からは巡回連絡バスの運行について、お答えさせて頂きたいと思っております。美波病院が開設するに伴いまして、病院と診療所の間については送迎用の8人乗り程度の連絡バスを走らせる予定と致しております。加えて、由岐支所前と病院間についても同じような連絡バスを考えております。巡回バスについては、地形が巡回バスに向いていないことから、現在のタクシー料金助成の拡充を検討したいと考えております。今後も、美波町の公共交通のあり方については、地域公共交通会議でのご意見も踏まえまして取り組んで行くことと致しております。

なお搬送班については、在り方については現在検討中でございます。以上でございます。

議 長  
特定事業調整監

特定事業調整監

申し訳ございません、答弁漏れでした。院内処方の基本といたしておりますが、患者の方々が、患者さんが院外処方ということを希望されましたら、処方箋をお渡しすることはできるということで、電子カルテになった場合そういうかたちのことを検討、今後できるように検討していきたいと考えております。

議 長  
9 番 議 員

戎野議員

今おっしゃられました選択的に患者が希望すれば院外処方を由岐における美波町立病院で対応できるように検討していくというふうに理解したいと思うんですが、特に日和佐地区から由岐地区へ行った場合の薬のそこで待つよりは、院外で貰いたいというふうな人ができてくる可能性も多くなるの

で、そういう対応でやって頂きたい。そして同じように電子カルテを導入する以上、日和佐保健センター診療所における選択性も合わせてできるはずですから、そういう対応も検討をして頂きたいと思います。

それとその先ほど岡本事務長の方から処方に対して体制が固まったら知らせるということだったんですが、それを知らせる前にですね、町民に対して院内・院外のメリット・デメリットがこういうことで、そして町としてはこうしたいということを広報で知らせるなど、住民の意見が反映できる形をとったのちにですね、そういう処方をどうするかということ住民の意見を取り入れながら決めていくという、そういう前後をきちっと踏まえて欲しいと思いますので、その点を再度お聞きしていきたいと思います。

それからもう1つは30余りですね、特定疾患において療養管理料として病院に比べて診療所の方が一部負担で80円高くなるとの説明を先日の委員会でも受けましたが、同じ町民として近くで受診する場合、診療所を選択せざるを得ない状況が多い中で、日和佐地区の利用者にとって毎度負担が多くなっていく、制度上仕方ないのだという対応でございましたけど、これは住民の責任でもないもので、それらをどのように解消する、また解決するか、その点を合わせてお聞きしたいと思います。

議 長 病院事務長

日和佐病院事務長

戎野議員からのご質問ですけれども、新しい医療保健センターにどのような医療機器類が入るかということにつきましては、これからの検討となってきますので、この機械によってできることとできないことが出てこようかと思っておりますので、現在のところ処方のことに関しましても、まだ検討中としか言いようがないということで、よろしくお願い致します。

後、診療所の方の処方に関しまして、院内・院外、メリット・デメリットを示して決定するまでに住民の意見を聞くようにと申すことですが、その件につきまして、また内部で検討していく段階でそのような方向を考えていくようにもなろうかと思っておりますが、まず医師の方針等もありますので、そのあたりも踏まえまして内部でまず検討させて頂けたらと思っております。以上です。

議 長 戎野議員

9 番 議 員 私は質問先ほどしたのは、診療所における特定疾患の場合

議  
町

のその一部負担の負担が高くなると、その負担軽減を考えていないのかという質問でございました。それからアンケートを取るなど町民の意見を聞いて、院内・院外の処方を医師の意見も尊重しながら決めていくということについては、今後その様に進めて行きたいと思っております。従いまして、その負担軽減について最後にお聞きしたいと思っております。

長 町長

議員のご質問の件でございますけれども、美波町には既に2病院と1診療所、阿部診療所を経営を致しておりますので、現在、阿部診療所については院内処方でございます、由岐病院は院内処方、日和佐病院は院外処方というふうになっておりましたと言うことで、整備方針が決まった時に、病院と診療所にするという大きな方針が決まったわけでございます。その時にこのいわゆる特定疾患の管理料が考えていたかとおっしゃられますと、それはそこまで考えておりません、当時から病院と先ほど申しましたけれども、阿部の診療所を経営していた関係で、診療所がもう1つできることになるというふうには、だから1つの病院を中心として、2つの診療所ができるという、全部で3つの医療機関というのとは変わりませんが、町としてはそういったホールディングス的な考え方というふうになるんだらうなというふうには思っておったところであります。今回、ご指摘と言いますか、特定疾患の療養管理料が院内・院外で変わってくる。それも病院と診療所で変わってくるというようなことにつきまして、先ほど住民の中で差が出来ていいのかっていうご質問を受けたわけですが、まさに公平でなくてはならないというふうには思っておりますけれども、もうすでに今申しましたように阿部地区についてはそれをご負担もして頂いておるような状況であります。ですから議員のご質問の言葉を借りれば、もう既に違う場所によって違うほどの診療報酬になっているわけでございます、そのあたりはある程度ご理解を頂かなければならない部分かなとは思っております。後、ご説明云々ということもございまして、住民の方にはできるだけそういったことに確実になった場合ですね、今、事務長が言いましたように、方針は決まっているけれども、最終どのようになるかというのは現在検討中、それから28年度中については院外処方をそのまま進めるというふうな方向であるというふうな答弁を致しましたけれども、そのようなこ

とでございますので、それを一方で美波病院はもう既に 3 月から開院をさして頂こうと思っておりますけれども、そういったことを進めながらまた日和佐病院が日和佐診療所になって、既存の建物で診療をさして頂く中で、住民の方々に方針が、方針というかどのような方向でいっていかっていかってということを、またお聞きもすると思えますし、その中で決めさせていただくというようなことで行かして頂きたいというふうを考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

(傍聴席より発言あり)

議

9

番 議

長 員

すいません、傍聴席の発言はだめです。

町長の答弁で、阿部が既にあるじゃないかということで、阿部がそのまま負担を負った状態でこれまで来たんであれば、やっぱり同じ町民として出来る限り負担の軽減策を取るということで、ぜひその負担を持つ方に合わせるんでなく、負担をなくす方向で再度検討をして頂きいということ、私の 2 問目の質問を終わりたいと思えます。

続いて 3 問目、質問させていただきます。3 問目はですね、通告の通り税の徴収の取り組みについてお伺いをしていきたいと思えます。いわゆる町税の徴収体制の強化について、まあ町長から諸般の報告で説明を受けました。県民局より徴収経験豊富な県職員を派遣して頂き、町税職員の徴収技術の向上と、滞納者の共同呼び出しや共同の納税相談を行ったとあり、滞納処分の実施を含め、町税強化に、徴収強化に取り組んでいるとございますが、具体的にどのような滞納処分を行ってきたのか。財産調査をもとに分納や差し押さえを本町ではやっているのか、その点もお聞きしたいと思えます。町職員自身もですね、この自治体の住民であり、地域に住んでいることから差し押さえや搜索・公売や換価と言った滞納処分をやりにくいという背景があると思うんですが、これらの滞納処分は県の指導の下にどれだけのようややって、その徴収額はどれほどなのか、最終手段の預金の差し押さえや不動産の差し押さえでですね、強制執行、強制徴収などに至っているのか、特に搜索などについては町職員で実際できているのか、その点もお聞きしたいと思えます。滞納者は個人の住民税や固定資産税だけでなく、国民健康保険税や介護保険料なども収めていないこともあるかと思われませんが、滞納者とやり取りするそれぞれの課が町民の生活が行き詰っていると感じたら、総合的に生活相談できるような対応をしているの

か、そのような総合相談窓口を設けていく気持ちはあるのか、税金を払いたくても払えない人にこそ町税部門と福祉部門が早くから連携をしていき、総合的に相談できれば一時的に滞納が増えても行政全体のコストは減らせるはずではないかと考えるのであります。まあこれらのような努力があつて、消滅時効完成を理由に平成 21 年度以前の滞納額の不納欠損処分を行ったとの説明がございましたが、税の滞納、不納欠損処分は納付をきちんと行っている住民に対しても不公平感を生じさせていると思います。このまま不公平な状態が続けば住民がモラルハザードを起こし、徴収事務事態の支障が出てくることも懸念されてきます。つまり毎年理由を付けての不納欠損処分、5,000 千円を余るようなそういった額が安易な不納欠損処分をしているのではないかとの疑念を町民に抱かせる恐れがあることであります。今回も固定資産税が 5,930,197 円で 77%の 4,540 千円の 6 件分が倒産法人関係と報告されておりますが、高額に滞納されるまでの処分、それから町の対応はどうだったのか、また監査委員から毎年の指摘でこれらを繰り返す欠損に対して法的措置を講じるよう要望するというような形で、監査委員からの指摘がなされておりますが、監査委員も検証指摘だけでなく、さらに次なるそういう欠損を生じさせないためのアクションはどういうふうに考えているのかもお聞きしていきたいと思ひます。

議 長  
税 務 課 長

税務課長  
まず滞納相談の窓口・取り組みについてお答えをさせていただきます。現年度課税で言いますと町税の 97.6%、納税者の 95.9%は適正に納税されております。大部分の納税者が適正に納税されている現状を考えれば、税の滞納をそのまま放置しておくことは、租税の公平の原則に反することと考えております。町長の報告の中で、町税の徴収体制強化の取り組みとして、平成 27 年 7 月 1 日より平成 28 年 3 月 31 日までの間で 45 日間、県の税務職員市町村長期派遣事業により、県南部総合県民局より県税担当課長補佐を含む 3 名を派遣して頂いております。徴収経験豊富な県職員を派遣して頂き、町税務職員の税込技術の向上と滞納者への共同呼び出しや、共同での納税相談を行っておりますので、そのことについて説明させていただきます。7 月 1 日から始まりました共同での取り組みでございますが、預貯金調査によりまして、預貯金があるにもかかわらず滞納しているもので、定期的に納付のないもの、

まったく連絡のない悪質な滞納者を30名ピックアップ致しました。7月21日付で7月28日までの呼び出し通知を送付いたしまして、30名のうち本人が死亡して相続権を放棄しているような特別事情の3名を除きました27名について対応しております。役場での納付相談は9名、内27名の内、完納は7名、一部納付4名、納付誓約4名となっております。呼び出し通知に連絡のなかった6名の内、ただ今1件の差し押さえを行っております。これは1問目の県からの来て頂いております滞納相談の窓口取り組みでございます。

続きまして、不納欠損処分についてでございます。不納欠損処分は、適法に徴収を行うために、既に時効の完成している町税につきまして、不納欠損処理を実施しております。地方税の徴収権は法定納期限の翌日から起算して5年間行使しない場合消滅してしまいます。消滅しないために、納付相談を行い一部納付や納付誓約を行い、完納できるよう話し合いを行います。話し合いに応じないものや、財産があるにもかかわらず納付しない悪質な滞納者につきましては、財産調査を行い差し押えの滞納処分も行っております。この不納欠損は、死亡や居所不明のケースをはじめ、換価すべき財産がなく、滞納処分停止をしても資力の回復が望めないもの、あるいは資産に乏しく、有効な徴収手段を執り得ないものが中心でございます。今後とも、賦課と納税の公平性を確保するために法令等に規定されている滞納処分等の実施も含め一層の徴収強化に取り組むこととしております。

なお、先ほどの27年度の固定資産税の不納欠損の分につきましてお答えさせていただきます。5,933,960円ということとなっております。このうち197件数でございますが、人数は66名となっております。不納欠損を行った人数は、企業も含めて66件となっております。内、先ほど不納欠損の中で述べまして頂いたように、居所不明が約44%、後死亡が11%、換価すべき財産がなく、滞納処分停止をしても資力の回復が望めないもの、あるいは資産に乏しく有効な徴収手段を取りえないものが約45%となっております。以上でございます。

議

長 小休します。

(時に 11時39分)

(小休中)

(時に 11時39分)

議

長 再開します。



監査委員

監査委員 お答え致します。平成 25 年度までは特別徴収班による一斉徴収をしておりましたが、26 年度より一斉徴収は中止されております。そういうことで現在、税金・保険料・住宅使用料・水道使用料等の未納者が増加する中、各課で連携してこれらの情報を共用することが重要と思っております。特に水道使用料は年々未納額が固定化しつつあります。そういうことで、毎年お願いしております給水停止等をして頂いて、何か方法をちょっと変えてして頂けたら改善するんじゃないかと思っております。以上です。

議長 戎野議員  
9 番 議員 詳しく税務課長の方から申されましたので、私の質問がもうあと僅かな時間となりましたので、一生懸命、不納欠損とならないような対応をしている、また監査委員もアクションを取るように、また一斉徴収に変わる他の指摘もされておりますので、期待をしたいと思えます。最後に 1 つ聞いておきたいのでございますが、不納欠損する場合、消滅時効が完成したものについてはやっていくということではございますが、安易な不納欠損の処理として、住民からですね、大訴訟として住民の監査請求とか住民訴訟の心配がないのか、つまり財産の管理を十分にやれてないという、そういう怠る事実があるというふうな捉え方をして、住民からの申し立てが来る可能性はないのか、そういうことを踏まえて努力しているかということをお聞きしたいと思います。

議長 税務課長  
税務課長 先ほども話をしておりましたように、滞納処分につきましては不納欠損処分は死亡や居所不明のケースをはじめまして、換価すべき財産がなく、滞納処分停止をしても資力の回復が望めないもの、あるいは財産に乏しく有効な徴収手段を取りえないものを中心として不納欠損をしている次第でございます。以上です。

議長 戎野議員  
9 番 議員 これは町議会に議会の議決を得て、債権を消滅させる。そういう意味があって報告をしようですか、それとも時効完成だったらもうべつに報告しなくてもいいというふうな考えを持っていますか。

議長 長 小休します。

(時に 11 時 43 分)

(小休中)

(時に 11時43分)

議

長 再開します。

町長

町

長 今、税務課長が申しましたように、機械的に5年経ったから消滅時効で落とす、議員の言葉を借りれば安易に落とすとかいうようなことは考えておりませんで、先ほど課長申しましたように、死亡でありますとか、居所不明、それから財産に乏しい、そういったところを納付誓約とかに応じて頂けない方につきましては、いわゆる言葉的にいいますと悪質な方については、財産調査等も行いまして、やっているということでございまして、議会の報告はまたそれとは別でございまして、諸般の報告というのは、議会から議会までの間についてあった出来事を出来るだけ詳しく議会の方に報告するというので、さして頂いておるところであります。

議

長 以上で、戎野議員の一般質問は終了しました。

続いて12番中川議員の一般質問を許可致します。

1 2 番 議 員

私は6月議会でも質問したんですが、マイナンバー・社会保障・税番号制度について再度質問を致します。来月の5日から通知カードの郵送が開始されますが、内閣府の世論調査ではマイナンバーの内容を知らないという人が半数以上あり、また地方自治体や企業の対策も遅れているというふうにありました。今回の法の改定でマイナンバー制度の利用範囲を健康情報や銀行口座などとマイナンバーとを結びつけるなどして、民間分野へも拡大することを盛り込んでおりますが、この利用範囲を広げるということは広げれば広げるほど情報漏れのリスクが大きくなります。今、年金や税金、住民票などの個人情報各公的機関ごとにそれぞれ管理されていますが、これらをマイナンバーで1本に結び付けるということは、行政側からすれば国民の所得とか、社会保障給付の状況など非常に効率よく把握できるというメリットがあります。しかし私達国民にとっては分散している個人情報の収集を容易にするこのマイナンバー、ひとたび外部に漏れだしたら悪用されたり、あるいはプライバシーが侵害されるという危険、これが飛躍的に大きくなります。そこで情報保全措置が不十分な自治体があるということですが、本町の場合は情報保全のためのどのような対策が取られているのか、具体的にお尋ねしたいと思います。

それから実際にこのマイナンバー制度が実施されている韓国やアメリカでは、この番号を不正に取得してなりすましをしたり、あるいは詐欺に使われたりと大きな被害が出ていると報道されております。日本でも以前の住基カード、これは普及率が5%だったと言われておりますが、その中でも不正に取得して、そして詐欺事件などがあったということがありましたが、このマイナンバーになったら普及率は100%を目指しておりますから、被害は非常に大きくなるわけでありまして。先に日本年金機構から125万件もの情報が流失したことがありましたが、こういう情報管理への不安が非常に強まっており、政府も当初予定した連結を1年5か月延期したということもあります。しかしそれでも対策が間に合うという保証はありません。そこで2つ目としてこのマイナンバーが流失した場合、本人の過失でない事故が起こった場合ですが、それに対する損害が発生した場合、その補償というのは考えているのかということをお聞きしたい。

それから広報などでは顔写真入りの個人番号カードが希望者には発行されるわけでありまして、身分証明書として使えるというふうに便利な点は売り込んでいるんですが、この他人に見せてはいけないマイナンバーを持ち歩くということとは、これまた個人情報の保護にとって大変危険であります。また従業員は家族のマイナンバーを集めて罰則までついて、厳重に管理しなければならないことを求められている民間の企業なんかでも対応が遅れており、特に小さな企業ほど業務の煩雑さとか出費の重さで進んでいないということでもあります。そういうことでもありますからこの制度、内容の周知が遅れていて、今後も徹底するんは難しいということ。それから日本年金機構のような事故が防ごうとしても防げないんだということ。それから警察や税務署などは規制の例外でプライバシーをいくらかでも掴むことができるということ。それからなりすましを防ぐという点でこの番号に相違ないという申立書で本人確認を可能だとしておる、こういう点などからプライバシーの侵害や不正利用の危険性が格段にこのマイナンバー制度によって高まるということでもありますし、それから約5,500万世帯に簡易書留で送るという通知カードなんですが、施設の入所者など200万世帯以上には届かないだろうという問題もあります。そういうことからしてこの制度自身は非常に欠陥だらけで、延期しても国民にはなんの不利益もないと

ということから本町としてもこの、法律で決まっておりますからやめることはできないにしても、延期をするとか、中止をするという決断をすべきだと思っておりますが、町の考えをお聞きしたい。以上3点、1つはもういっぺん言いますと情報漏洩に対する対策は具体的に出来ているのかと言うことが1つ、2つ目はもし事故が起こった場合、全てではありませんが補償などは考えているのかが2つ目、3つ目は延期したり中止する考えはないかと、この3点についてお聞きをします。

議 長  
総務企画課長

総務企画課長

お答えさせていただきます。マイナンバーの安全対策と言うことで、国等によって講じられておりますことにつきましては6月議会でも申し上げましたので省かさして頂きまして、町で行っている対策でございますけれども、美波町においては平成26年度に徳島県による住民基本台帳システムを含む基幹系のシステムをクラウド化致しております。このクラウドシステムにつきましては、バーチャルランというような方法で不特定多数の接続とは実質的に分離されている仕組みと致しております。またデータセンターにおきまして厳重な管理が行われるということで、美波町においては安全性は確保されていると思っております。預貯金の話しも出ましたけれども、民間においてはそういったような不安な企業さんもおられるとは聞いております。

次に事故に対する補償についての考え方でございますけれども、マイナンバーの情報漏洩につきましては、その内容にもよりますけれども、民事の賠償責任、刑事罰などが科される場合があるかと思えます。行政機関に、その責任がある場合においてはその情報漏洩の性質等にもよりますけれども、賠償しなければならない場合もあるとは思われます。しかし、先ほど申し上げましたように全国の行政機関のマイナンバーシステムについては高度なセキュリティとなっております。美波町においても基幹系システムについては、先ほど申し上げましたけれどもクラウド化しておりますので、高度な情報管理を行っておりますので、その可能性は低いかと思っております。

それと最後のご質問での当町でのマイナンバーでの中断等についてでございますけれども、これにつきましては現在のところ延期・中断等のことは考えておりません。以上です。

議 長

中川議員

1 2 番 議 員 クラウド化とかよう分からんのですがまあ、理由は町独自では対策を取られとうわけではなくて、そういうセンターにお任せしていると、そういうことでしょうか。やっぱり人間がこう扱う情報でありますから、やっぱりね、町としても独自の対策を何か立てる必要があるんでないかと思うんですが。それともう 1 つはこの便利な点ばかり広報しているんですが、実際にこういう危険があるんだということはもちろんテレビやマスコミなどで報道されておりますが、やっぱり町もやっぱり独自にそういう広報をすべきでないかと思うんですが、この点についてはどうでしょうか。

議 長 総務企画課長

総務企画課長 すいません、クラウド化についてですけれども、これは以前までは美波町では基幹系のサーバー、データを管理する機械をこの役場内においておりました。それを今回は高知県のあるところにあるデータセンターに移設致しております。それについては災害時等のデータの保管でありますとか、先程申しました管理でございますけれども、なかなかそのデータを管理する専門的な職員がいなくてということで、データセンターに置くことによって専門の方に管理して頂けるということで、何かあればすぐに対応ができるような形をとっているところでございます。

それから町の方で広報等でございますけれども、今年に入って何回か広報さして頂きまして、この 9 月の広報でもマイナンバーの広報周知はさして頂いております。

それから今回のマイナンバー制度については、なかなか理解が難しいところもございまして、個人情報、以前からその個人情報の保護っていうのは職員も徹底しているところでございますけれども、8 月には改めてこのマイナンバー制度始まることについて職員へのそういった個人情報の研修会も役場で致しているところでありますので、今後いろいろ資料等でも職員に周知さして頂きまして、保護に務めさせて頂きたいと思っております。

議 長 中川議員

1 2 番 議 員 非常に難しい問題でありますけれども、保護には万全をして頂きたいと思えます。

じゃあ次に 2 番目の問題についてお聞きしたいと思います。

私前回の選挙、2 年前になるんですけれども、国保税を 1

人 1 万円の引き下げを求めるということを公約の 1 つに挙げておりました。そこでこの国保税について質問したいと思えます。今回、国による財政支援として低所得者対策の強化のため、保険料の軽減対象となる低所得者数に応じた自治体への財政支援を拡充するというのを、2 月の国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議という全国知事会などとの話し合いで厚労省がそういう支援策を発表したんですが、それで今年度から国保への財政支援の拡充として、約 1,700 億円を投入されるということでもあります。今年度から 2 割軽減を支援の対象に加えて、7 割軽減とか 5 割軽減の補助率を引き上げるというのがあるということで、この秋、各自治体というか保険者に配分されるというんですが、それは一体いくらぐらいの財源になるかということをお聞きしたいと思うんです。それは対象者の数にもよると思うんですが、まずそれをお聞きしたいと思えます。そしてそれをどこに予算計上しているのかということもお願いしたいと思えます。政府の説明では、その時の政府の説明では被保険者 1 人当たり年額約 5 千円の財政改善効果、保険料負担の軽減が低減できるはずだと説明しております。ということから本町でもそういう方向で予算を組んで頂いておると思うんですが、この政府発表のとおり年額 5 千円財政改善効果を感じられるように、保険料負担とか、窓口負担の軽減を図るようにして頂きたいのですが、その引き下げを今後、保険料率の引き下げとかをする予定はあるのかどうか、これをまた聞きたいと思えます。

それから何と言っても基本的には国保税の負担については、負担能力に応じたものとして、出来るだけ今後も自治体による町、美波町、町によるやね、独自負担、法定外繰入を拡充してもらって、また国にもそういう要求を出してもらおうというふうにして頂きたいと思うんですが、それについても町の考えをお聞きしたいと思えます。以上よろしくお願い致します。

議 長 保健福祉課長  
保健福祉課長

私の方からは、質問事項 2 番の①から③番につきまして、まとめてお答えさせていただきます。まず国民健康保険につきましては、本年 5 月に改正国保関連法の成立を受けまして、財政運営の都道府県化に伴い、低所得者数に応じて財政支援を行う基盤安定保険者支援制度の補助率を引き上げるとし、平成 27 年度から公費 1700 億円（うち市町村分につきましては

659 億円) が増額されております。これは国保財政を強化するために充てられるものでありますが、交付額の算定につきましては未だ確定していないことから、予算化につきましては平成 28 年 3 月以降と見込まれております。

次に国保税の減免制度につきましては、条例におきまして災害等により生活が著しく困難になった者をはじめとして減免項目を規定しておりますが、平成 26 年度における減免世帯数につきましては、旧被扶養者減免と致しまして 3 世帯(金額に致しまして 60,200 円)であります。この旧被扶養者減免は、被用者保険いわゆる社会保険等のことですが、被用者保険に加入していた被保険者が 75 歳に達し、新たに後期高齢者医療保険の被保険者となることで被扶養者が新たに国保へ加入する必要が生じた場合の緩和措置であります。

次に国保税の減額につきましては、低所得者に係る軽減制度としまして保険加入世帯の所得に応じ、均等割り額及び平等割り額について 2 割・5 割・7 割の軽減を行っております。平成 26 年度当初課税における国保加入世帯数は 1,370 世帯でありまして、このうち約 65%にあたる 895 世帯がいずれかの軽減を受けられております。また、国保会計につきましては財源不足の状態にありまして、平成 26 年度では一般会計から 20,000 千円の繰入を頂いておりますことから、国保税の減額(いわゆる税率改正等)は今のところ考えておりません。以上で中川議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

議 長  
1 2 番 議 員

中川議員

負担の軽減と言う点では、例えば均等割りなんかも考えて頂きたいと思います。というのは、子育てに逆行するような税政になっているんじゃないかと、というのは子どもの数が増える、あるいは家族の数が増えるほど均等割りが増えていくと。年寄りとは別として特に子どもについてはね、やっぱり人口対策としてもやっぱり子育て支援を言うておるわけですから、そういう子どもに対する均等割りなんかはどんなんでしょうか、削減するとか、そういう軽減策。特に今も言うたように 28 年度の予算化の時点でそういうなんかの対策を講じて頂きたいと思うんです。

議 長  
保 健 福 祉 課 長

保健福祉課長

今の均等割りの話しでございますけれども、子どもにとりまして、児童に対してはぐくみ医療助成制度とかもございしますので、またそういうふうなことも踏まえながら検討してい

議 長 きたいと思います。以上です。  
小休ちょっとさして頂きます。  
(時に 12時09分)  
(小休中)

議 長 (時に 12時10分)

議 長 再開します。  
中川議員

1 2 番 議 員 その引き下げについては、また改めてしたいと思います。  
次に3番目に診療所のことです。これも先ほど戎野議員からたくさんあったんですが、簡単に私もさせて頂きます。先日の9月11日の文教厚生委員会で岡本事務長さんは外来患者数を診療日1日あたり100人を目標としていると答弁されました。しかしこの目標には、目標っていうのには実現可能な目標とちょっと無理な、不可能な目標とがあります。その中で平成18年度から平成26年度まで外来患者数1日あたりですけども、減っておって25年度は平均68人で、去年度26年度は1日平均62.2人と言うふうにこう減ってきておるんですが、このことから患者数がそんなに増えるということのは考えにくいのであります。そこでこの1日100人という目標はどんな根拠から出してきたのかということで、詳しい説明を求めたいと思います。

それからまた次は町長にもお聞きしたいんですが、その時の11日の文教厚生委員会で特定疾患管理料について由岐病院と診療所を比較した場合780円の差があるんですが、町長はその時に一例として1割負担だったら80円ぐらいであると説明されました。しかし3割負担の人にとっては240円高くなるし、夫婦だったら480円となります。これは決して安いとは言えません。例えば0円と80円、0円と240円、0円と480円というふうにするとその差は非常に大きいということが理解しやすいのではないのでしょうか。この差は非常に不公平、不平等だというふうに考えます。町長は2期目のスタートされた時、訓示で公平・誠実・実行をモットーにして対話の町政をと謳っておられました。住民には知る権利がありますし、町長は説明する責任があるということで、町長は住民に対して説明会をするか、するのか、しないのか、それをお答え頂きたい。以上よろしくお願い致します。

議 町 長 町長

議 町 長 説明会の件につきましては、先ほど戎野議員に答弁したと



りでございますので、そのようにご理解を頂きたいと思いま  
す。

議 長 病院事務長

日和佐病院事務長

先ほど中川議員の方からの 100 名の数字のお話がありまし  
た。委員会の中には総務課長の方から出た説明があった数字  
になっております。議員のおっしゃる様に現在外来の人数  
が年々下がってきておるのは事実でございます。それで診療  
科としましては、現在の体制、先ほど戎野議員の時にもご説  
明致しましたが、内科・外科・整形外科が以前からあったん  
ですが、新たな取り組みとしまして専門外来として、物忘れ  
早期認知症外来・皮膚科・神経内科・糖尿病外来などを始め  
ております。これは近隣にそのような診療科がないというこ  
とで、設置すれば患者の利用が見込まれるものということで、  
設置を致しております。それで現在ひと月に約 90 人程度の患  
者さんがこちらの方に来院されております。専門外来につ  
きましてまだ始めて間もない診療科でもありまして、今後周知、  
具体的に講演会等も開かせて頂けたらとか、後、診療所のお  
便りとしてお知らせするとかいうことも含めまして、周知を  
図りまして、それで患者を増やしていきたいと考えておりま  
す。この専門外来の中には町外からこの先生がおいでよんや  
ったらというようなことで、聞きつけておいでるような方も  
いらっしゃいます。医師が確保できて安定した診療が行えれ  
ば患者もそれに伴って増えてくることと思われまますので、先  
ほどの数値につきましては、努力目標として考えておる次第  
です。職員一丸となって業務に取り組む事で、全体で収益も  
上げる取り組み、努力を致したいと思っております。以上  
です。

議 長 中川議員

1 2 番 議 員

いろいろ専門的な検討をされておると言うんですが、ぜひ  
とも町民の意見も踏まえて決めて頂きたい、そういう点でぜ  
ひとも説明会をお願いしたいと思っております。ということをお願  
いして終わります。

議 長 以上で中川議員の一般質問は終了しました。

以上で通告者の一般質問は終了しました。これにて一般質  
問を終わります。

以上で本日の日程は終了致しました。本日はこれにて解散  
します。

ご苦労様でした。

9月17日(木)

(時に 9時00分)

議長 おはようございます。只今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、休会前に引き続き本日の会議を開きます。

(4番議員挙手)

なに

4番議員 議長に一言お願いをしておきます。先日議会だより報告会で住民から審議の過程において反対者・賛成者双方の意見がないのはおかしい。また双方の意見を知りたいとの指摘がありました。また私は全くそのとおりだと思いますので、議長に進行上の配慮をお願い致します。以上です。

議長 ただ今から、議案審議を行います。

日程第1 認定第1号「平成26年度美波町公営企業会計決算の認定」について

日程第2 認定第2号「平成26年度美波町歳入歳出決算の認定」について

日程第3 報告第7号「平成26年度決算における健全化判断比率」について

日程第4 報告第8号「平成26年度決算における資金不足比率」について、4件を一括議題と致します。

ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

認定第1号・第2号及び報告第7号・8号を一括議題とします。

認定第1号・第2号及び報告第7号・8号については、去る9月10日の本会議において「各常任委員会」に付託しておりますので委員長からご報告申し上げます。

総務産業建設常任委員会委員長報告

川尻議員

5番議員 それでは委員長報告を申し上げます。総務産業建設委員会

に付託されました、議案審査の結果報告を申し上げます。去る9月10日に、総務産業建設常任委員会に付託されました案件は、認定第1号平成26年度美波町公営企業会計決算の認定について（水道事業会計）、認定第2号平成26年度美波町歳入歳出決算の認定について（総務産業建設常任委員会の所管）の2件及び、報告7号平成26年度決算における健全化判断比率について、報告8号平成26年度決算における資金不足比率についての2件でありました。

委員会は、9月16日議場において、全委員出席のもと開催し、審査を行いました。決算審査については、監査委員より会計的な数字を基礎として法令や法則に照らした、審査がなされ、「平成26年度美波町公営企業会計決算」及び「平成26年度美波町歳入歳出決算」に係る決算証書類、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書については、概ね正確に処理されているとの監査報告が出されておりますので、委員会では、主に成果表によって審議致しましたので、その結果についてご報告致します。

以下、審査の過程におきまして、議論のありました事項について、その概要を申し上げます。

主のものは、水道事業関係で、送水管の耐震化・補強の整備計画はどのように図っていくのかの質疑に対し、来年度になるが早い時期に策定をしたいとの答弁がありました。また、昨年と同様に水道使用料の未収額についての質疑があり、事前告知しながら戸別訪問・納付相談・誓約書等を取るなど説明し徴収強化を図っていきたい。給水停止については、その時に判断すると答弁がありました。

税の納付について、コンビニを利用した振込を出来ないかの質疑に対し、システムに対する費用も含め、今後検討していきたい。

恵比須浜漁港係船護岸補修工事の工事請負費の年度内の未払いについて、地方公務員法第29条第1項の職務を怠った場合に該当するのではないか。また今後の再発防止策はどのようにするのか。今回の事案については、地方公務員法第29条第1項に該当するが、工事は完成しており国・県の補助金の返還等の必要はなく、それぞれの担当部局から回答を得ており、起債についても繰り上げ償還等の措置はいらないとのことから、町に対する損害がないことから懲戒処分には当たらないと判断している。今回の事案を重く受け止め、口頭により

厳重注意を行った。また建設課に限ったことでなく、その他の課においても再度事務の内容を点検し、再発防止策を図るようよう課員含めて指示していると答弁がありました。

このほか、委員会の審査を通じ議論のありました主な事項と致しましては、電子計算機器の保守・運営に関する経費、地域情報基盤整備運営費、鳥獣被害対策、桜町商店街の状況等々の議論がありました。また、決算審査意見に対して理事者の回答に期間をもって確認したいと監査委員からの答弁がありました。

認定第1号「平成26年度美波町公営企業会計決算の認定について（水道事業会計）」及び認定第2号「平成26年度美波町歳入歳出決算の認定について」（総務産業建設常任委員会の所管）の2件は、採決の結果出席委員全員異議なく認定することに決定致しました。また、報告第7号「平成26年度決算における健全化判断比率について」、報告第8号「平成26年度決算における資金不足比率について」を承認することに決定致しました。

水道事業の経営、美波町歳入歳出決算全般について、特に水道料・税の滞納、それぞれの善処・検討を行い、財政基盤強化に取り組み、産業の振興、住民福祉のため一層の努力を望みまして、総務産業建設常任委員会の報告を終わります。

議 長 文教厚生常任委員会委員長報告  
北山議員

4 番 議 員 それでは文教厚生委員会報告を致します。文教厚生委員会に付託されました、議案審査の結果報告を申し上げます。去る9月10日に、文教厚生委員会に付託されました案件は、認定第1号平成26年度美波町公営企業会計決算病院事業の認定について、認定第2号平成26年度美波町歳入歳出決算（文教厚生委員会の所管）の認定についての2件でありました。委員会は、9月16日議場において全員出席のもと開催し、審査を行いました。決算審査については、監査委員より会計的な数字を基礎として法令や法則に照らした、審査がなされ、「平成26年度美波町公営企業会計決算（美波町病院事業）」及び「平成26年度美波町歳入歳出決算」に係る決算書書類、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書については、概ね適正に処理されているとの監査報告が出されておりますので、委員会では、主に成果表により審議致しましたので、その結果についてご報告いたします。

以下、審査の過程におきまして、議論のありました事項について、その概要を申し上げます。認定第 1 号病院事業については、質疑はありませんでした。認定第 2 号文教厚生委員会所管では、住民生活課関係として公営住宅、更新住宅の住宅使用料は、監査委員から古い住宅使用料を未納にしたまま償還をしている利用者が見受けられるが、本人と相談して古い使用料から整理願いたいと指摘されているがどうしてるのかの質疑には。古いものから順に償還している、年に 2 回督促を発送し、本人面談等を行い徴収には努めているとの答弁がありました。福祉関係では、養護老人ホームの入所措置で負担金と措置費の関係については、措置費は交付税措置のため全額町費負担となっている。施設によって 1 人当たりの単価は違いがあり、対応が特別な施設は措置費は高い。海部郡で共同で設けている施設は負担金を払っている。また、社会福祉協議会運営事業の支援、専門員設置費補助は専門の方が何人いるのかは、「社会福祉主事・介護福祉士・ケアマネージャー・管理栄養士・衛生検査技師など 5 人です」と委員会終了後文書で答弁がありました。教育関係では、児童の健康と安全管理で不登校児もしくは保健室登校など、「対策を講じている成果からなかったと理解していいのか」の質疑には、「不登校は中学生で 3 人で、不登校という数の中には出ておりませんが、病気・体調不良のため来れてない中学生が 5 人いる」との答弁がありました。

認定第 1 号「平成 26 年度美波町公営企業会計決算の認定について（病院事業）」及び認定第 2 号「平成 26 年度美波町歳入歳出決算の認定について」（文教厚生委員会の所管）の 2 件は、採決の結果出席委員全員異議なく認定することに決定致しました。

今後、病院事業の経営及び美波町歳入歳出決算全般について、それぞれの善処・検討を行い、財政基盤強化に取り組み、住民福祉のため一層の努力を望みまして、文教厚生委員会の報告を終わります。

議

長 常任委員会委員長の報告が終わりました。

質疑を行います。質疑はございませんか。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、いずれも認定、承認すべきものであります。

認定第1号「平成26年度美波町公営企業会計決算の認定について」、認定第2号「平成26年度美波町歳入歳出決算の認定について」、報告第7号「平成26年度決算における健全化判断比率」について、報告第8号「平成26年度決算における資金不足比率」について4件は、委員長の報告のとおり認定、承認することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 11 ・ 反対 0 )

「起立多数」です。

認定第1号・2号は、原案のとおり認定、報告第7号・8号は承認されました。

日程第5 議案第51号専決処分報告についてを議題と致します。当局の説明を求めます。

総務企画課長

総務企画課長  
議 長

(議案第51号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はございませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから議案第51号専決処分報告についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 11 ・ 反対 0)

「起立多数」です。

よって、議案第51号は原案のとおり承認されました。

日程第6から第7までの議案第52号・53号の2件は、マイナンバー制度の施行に伴う条例の一部改正の条例案でございますので一括議題と致します。

ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

日程第6 議案第52号美波町手数料条例の一部を改正する条例の制定について(条例第16号)

日程第7 議案第53号美波町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について（条例第17号）の2件を一括議題といたします。当局の説明を求めます。

住民生活課長

住民生活課長  
議

（議案第52号・53号の説明をする）

説明が終わりました。質疑を行います。

戎野議員

9 番 議 員

6月の定例議会でも質問させて頂きましたが、実施へ向けてもう日にちが近づいてきまして、それに対して不安感があるんですが、特にこの条例の16号で通知カードの再交付がそれぞれ料金が決められておりますが、これは有効期間がですね、何年としてもし切れた場合の再交付の時の手数料はいかがになるのでしょうか。例えば家族が子どもが2人、両親で2人という中で4人がなった場合、再交付の料金はだんだんとその期間ごとに重ねられていきますので、その点をまず先にお聞きしたいと思います。

議  
住民生活課長

住民生活課長

今の通知カードの件でございますけれども、通知カードにつきましては期間というのは特に定められておりません。個人番号カードにつきましては、成人の場合には有効期間が10年となっております。15歳未満の方については基本的に5年という期間が、有効期間が設けられております。その際の、その後また作られる場合には再発行手数料を頂くということになります。以上でございます。

議  
9 番 議 員

戎野議員

これは町のホームページから政府の内閣府のマイナンバーの説明書を今ちょっと読ましてもらいよんですが、通知カードにも個人番号が載っており、個人番号カードにももちろん個人番号と生年月日・有効期間・住所・生年月日ですね、そういうものが載っているわけなんです、これは本来個人番号カードをいろんな場所で提示したり、使っていく場合が考えられた場合、この番号を盗み取られてそれを利用された、されるおそれがより高まるので、この番号本来必要なんですか、それから先ほど申されましたように有効期間が切れるたびにその本人確認のために10年もしくは5年という期間で写真を貼り換えて申請をするということで、費用も掛ってくるのでそうなかなか普及しにくいと、住基カードのように5・6%の普及率で結局はそのシステムを維持するためにお金

が町財政に影響を及ぼしていくようなことがありますので、この番号カードと通知カードの個人番号をあえて出すところの意味っていうんは、どういうところがあるんでしょうか。

議 長 小休します。  
(時に 9時44分)  
(小休中)  
(時に 9時45分)

議 長 再開します。  
総務企画課長  
議 総務企画課長 今回のマイナンバーの法律によりまして、全国民に番号が割り付けられた訳でございますけれども、これについては通知カードということで全員の方のお知らせするというところで、この通知カードによりまして自分のマイナンバーカードを知って、通知カードを持って給与事務であったりとか、そういった年末調整とかそういった時に自分のカードを提示する必要も出てくるということになっております。他の方がそれを拾得されて悪用っていうところにつきましては、それを使う場合にはもちろん他の本人確認の免許証であったりとか、っていう確認が求められることになっております。それで個人番号カードにつきましてはもちろん写真入りでございますので、そういった確認作業はいりませんので、その辺は事務的には個人番号カードを作って頂くと非常に事務的にはスムーズな事務の流れになろうかと思っております。

議 9 番 議 長 戎野議員  
通知カードについてはその紙ベースですから、それに書かざるをえんという理由はやむえないかも分かりませんが、この個人暗号カードを請求するのに、顔写真を交付申請の時に付けて、そしてさらに役場へ行ってですね、窓口で番号カードを受け取ると、その時にもまた本人確認がいるかと思うんですが、そういうふうに本人確認がなされたうえでの申請また発給であれば、その個人番号カードには顔写真とデータが中に記録されるのであれば、あえてそういうふうな表記を書いたような個人番号の数字はいらないんでないかというんが私の考えなんですけど、いかがですか。

議 長 小休します。  
(時に 9時47分)  
(小休中)  
(時に 9時48分)



議 9 番 議 員 長 再開します。  
法律で決まったことだということらしいんですが、住基カードのように選択制ではないということで、これは町の自治体としては受忍義務だから、これに従っていかざるをえんという前提でのお答えだろうと思いますが、私らにとっては例えばこの中で特定個人情報が適正に取り扱われるような個人情報の取り扱いを監視・監督するという第3者機関の特定個人情報保護委員会が設置されるから安全性も心配ないんだということも含めて、前の回答がありました、これは捜査関連情報はチェックの対象にはなるんでしょうね。それからやっぱり税を収税をしていく部門にとってもデータを見て、そして将来的に2018年でしたかね、それに銀行の口座を結び付けて管理していくというふうに言われておりますが、そういう税と捜査関連のものは、まあいけば見たい放題という事態になることにならないのでしょうかと思ひまして、その点はこの条例の一部の中にどの部分に、このそれは対象外として書かれているのか、非常に文章が分かりにくいのでそれも説明を受けたいと思ひます。

議 9 番 議 員 長 総務企画課長  
確かに分かりにくいと思ひます。ただ目的外利用については12条の2のところでは目的外利用の規定をされておりますので、それでこの詳細といいますか、どういった場合にどれっというような細かなところはまだちょっと分からないところもあるんですけども、目的外利用もできるという、こういった条文の中にそういった操作等に関係するものについては入ってこようかとは思ひております。以上です。

議 9 番 議 員 長 戎野議員  
ということは、警察や税務署が見てもその見たという結果すらも分からないという、それは記録されないというふうに考えていいんでしょうか。

議 9 番 議 員 長 総務企画課長  
ちょっと捜査関係になりますとちょっと私、他の法律等もありますので、この個人情報の関係だけでは言えないかと思ひますけれども、いわゆるそのマイポータルっていうような制度的な自分の情報が誰が見たかっていうような、そういった情報記録等を残すことになっておりまして、そういう制度といいますかシステムが出来上がりますと、一定の制限を受けない場合の分については閲覧可能、自分の情報を誰が見た

かっていうのは分かるというようなシステムになることとなっております。ただ捜査関係については、ちょっと他の法令の制限があるかとは思いますが、その辺は今ちょっとお答えできないことです。

議

9 番 議

長 戎野議員

非常に自分のマイナーポータルで自分の情報が見えると言いながら、その番号さえ分かれば他からのハッキングですね、いわゆるパソコンを使っての情報、盗用、盗むことが出来る可能性が来てきますし、全てですね、完全で安全なというふうなことは非常にこの技術革新の中でそれぞれセキュリティが日進月歩で毎日更新されていく中でですね、なかなか完全な安全、またセキュリティ対策はないかと思うんですが、これに対して先日も一般質問の中で事故やその補償を求められた時には、それはどこがやるかっていうことの明確な規定、返答はなく、ただ安全にするので心配ないっていうふうなだけでしたが、やはり私はこれは非常に年金の記録の漏出を含めてですね、セキュリティ対策上も非常に難しいということで、そう急いでやることではないというふうに考えます。

それからあと1つDVの被害者に個人番号をどう通知するのか、そのこともちょっと隠れて生活をしているような人、そういう者に対してどういうふうにするのか、それから町の財政負担がこれからどのようにこれに関連してなっていくのか、そのことをお聞きしたいと思います。

議

住 民 生 活 課 長

長 住民生活課長

通知カードにつきましては、原則的には住民票のあるところに送られるというのが原則になっております。中に今、戎野議員さんのおっしゃっていただいたDVであるとか、長期入所・入院されている方につきましては、居所登録っていうのをしていただきまして、住民票のない特殊なところへ送ることとなっております。通知カードを送るにつきましては、転送されない簡易書留で送らせて頂きますので、その辺で情報は漏れないようになっておるようなシステムになってございます。

議

総 務 企 画 課 長

長 総務企画課長

財政に与える影響でございますけれども、このシステムの、先ず言えるのがシステム改修でございますけれども、これにつきましては国からの補助を頂けるということになっております。それから今後ですね、こういった費用の発生が考えら

れるかというところでございますけれども、将来的にそういったシステムの改修が伴うっていった場合の国の補助的なところはまだ示されておりませんので、今のところは補助を頂いて実施しているというような状況でございます。

議

9

番 議

長 員

戎野議員

後 1 点だけお聞きしたいんですが、やはりなりすましによってこれからこのマイナンバーに括り付けされようとしております個人の預金口座それからクレジットカードからお金が引き出されるなどですね、やっぱり犯罪が増大していくことが予想されるわけです。さらに医療情報がこれに関連付けて先でそれに結び付けられるということなんですが、そういった情報が民間に流失する恐れが非常に高いわけで、それが逆にですね、特定の病気がどれだけあり、その個人の情報が企業の商売の餌食になるという恐れが出てきますので、慎重にさらにですね、よその京都の長岡京市議会でも共通番号制の中止を求める意見書も可決されており、そういった慎重対応を求める意見書も愛知県の豊明市議会のように出ておりますし、これまでの住基カードのような経験を踏まえてですね、これ以上進むべきものではないのではないかと、受忍義務としてしかたないということであれば、その住民に対する防衛措置を丁寧に説明し、そのセキリュティに対して町として全力を上げて頂きたいと思います。

議

1 2

番 議

長 員

他に質疑はございませんか。

中川議員

非常にこう改正部分が膨大に感じて、私ちょっとよう理解せんのですが、これは何かひな型というか、そんなんがあったんでしょうかということが 1 つ。それとこの手数料なんですけど、強制的に押し付けておきながら、住民に負担を強いるやいうのは再発行とはいえ、そういう点でちょっと問題あるんちゃうかなという気もするんですが、その辺はどんなんでしょうか。

議

総務企画課長

長

総務企画課長

私の方からこの前段のですね、この条例の作成方法でございますけれども、これにつきましては全国的な、全国的に同じような改正が行われておりまして、当町では「株式会社ぎょうせい」っていうところが例規等の支援をして頂いておりますので、そちらから情報を頂きまして、確認して今回条例分を上げさせて頂いております。

議 長 住民生活課長  
住民生活課長 私の方からは後段の再発行手数料の件でございますけれども、これは近隣の町村と担当者レベルでの協議の中で、近隣の市町村は揃えていこうということで、このような手数料条例の改正を行っております。以上でございます。

議 長 他に質疑ございませんか。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
戎野議員

9 番 議 員 反対討論を行いたいと思います。私は行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法に対応する美波町個人情報保護条例の一部を改正する条例について反対の立場から討論します。

まずマイナンバー法は赤ちゃんからお年寄りまで全国民に原則、生涯変えられない12ケタの番号を付け、また企業や官公庁にも13ケタの法人番号が割り当てられるものです。町のホームページから内閣府の政府広報の説明を見て見ますと、マイナンバー制度とは住民票を有するすべての方に12ケタの番号を付番して社会保障・税・災害対策の分野で活用することで行政の効率性や透明性を高め、公平・公正な社会を実現するための制度ですとありますが、しかしこれは国の言い分を鵜呑みにしたもので、本来の目的を覆い隠すものでしかありません。マイナンバー制度とは国民の基本的な人権であるプライバシー権を根底から覆し、国民を徹底して管理するなど百害あって一利なしと言っていいほどのもので、到底賛成はできません。以下反対の理由を述べ、皆様の賛同を頂きたいと思っております。

まず1つは国により個人番号が一元管理され、監視監督されることです。個人番号が将来に渡って際限なく収集される方向にありとなれば、その分国民のプライバシーを侵害することになると言わなければなりません。国家が収集する個人情報には氏名・住所・年齢・顔写真・家族構成といった基本的なものに加え、給料や保有する不動産その他の評価額、かかった医療機関や医療費の金額、薬品による副作用の救済、年金の保険料や年金額、介護保険の保険料やサービスの利用、生活保護に関する記録、心神喪失の状態での重大な加害行為を行った人の診断や治療、受けた予防接種の時期や種類、児童手当の支給、日本学生支援機構からの奨学金などその本人に関するほとんど全てともいえる情報が記録され、マイナンバ

一の番号だけでその本人に関するほぼ全ての情報が分かることとなります。また情報の活用、蓄積は来年 2016 年は国家公務員の身分証、民間企業の社員証、2017 年にはクレジットカード・キャッシュカード、同じ 2017 年 7 月からは健康保険証としての利用が見込まれております。診察券のワンカード化、運転免許、教員免許、学歴証明との一体化など拡大する一方です。さらに医療分野における段階的に運用を 2018 年から開始として、特定健康診査いわゆるメタボですね、血液検査とか尿検査など、そういったものやカルテ情報まで番号管理で管理していこうとしています。これらの情報が保険会社・企業などパソコンを使って自分の情報を見ることができるよう、他人がハッキングで情報を盗んで、さらに漏洩させた場合、とどまることはありません。現在は強制ではありませんが、消費税 2% 分の食糧関係費の減額をカードを持った人から減税することで、更なる副業を関連させていくような方向も見受けられます。カードを持たなければ生活が成り立たなくなり、実質強制化をたどるのは誰の目にも明らかです。これは国家による国民のストーカー行為と言ってもおかしくはありません。本人より国家がその人の情報を多く持っている社会は極めて異様だと言わなければなりません。国民の幸福追求意見と町民のプライバシーが、国家管理のもとに丸裸にされる危険性の高いマイナンバー制を国の言うがままに従って住基システムや町村合併のような愚を繰り返してはならないと思うのです。2 つはマイナンバーで実質的に国民が総背番号されれば、人を番号や数字として扱い、仕事・収入・資産によって人間を値段として見る風潮が生まれかねません。そう番号制化は人間の奴隷化だと思います。国民が自己情報を自分でコントロールする権限を失い、国から一元管理されることで人権や尊厳、個人のプライバシーが奪われてしまうとも思っています。3 点目は莫大な経費と IT 利権の存在です。制度導入では約 3,000 億円が必要と言われ、ランニングコストは年間 300 億円から 400 億円と多額の税金が投入されようとしております。しかしサイバー攻撃など完全に防御しようと思えばその費用は数兆円に上ると言われております。また国は地方自治体に実施に係る補助金を十分出さずに多額の持出を将来見込んでいくと考えられます。これは住基ネットと同様であり、納得できるものではありません。さらに自治体の財政面だけでなく、自治体職員に導入や運用など過大な負担

を用いることを指摘しておきたいと思います。先日の読売新聞にマイナンバー1兆円商戦として情報関連会社の期待が広がるとありました。これまた政・官・財のIT利権が背景にあるのは明らかであります。マイナンバーはIT利権、ムラが国民を食い物する制度でもあります。4点目はセキュリティの脆弱さであります。日本年金機構がサイバー攻撃を受け、125万件の個人情報流失した事件はセキュリティの脆弱さ、ずさんな管理の実態を浮き彫りにしました。番号を行政機関だけでなく、民間企業なども扱うため、情報漏えいの危険性はより高くなります。共通番号制は年金機構以上に個人情報流失の可能性のある危険な制度だと思います。ベネッセは4,800万人分の個人情報が名簿業者に売却され、被害を受けたのは推計4,000万人以上に上ることが明らかになりました。内閣は先月の29日に発表したインターネットの安全・安心に関する世論調査によれば、日本の企業や政府関係機関などがサイバー攻撃を受けることの不安があるとの回答は85.7%に上っていますが、このような官民を問わない情報流失が日常茶飯事であることから、当然の数字だと私は考えています。5点目は政府に対する不信感です。アメリカの国家安全保障局がNSAがメルケルドイツの首相ら主要諸国の指導者35人の携帯電話やメール、個人パソコンのブラウザの履歴など盗聴・盗耳をしていたことが国際報道され、米欧機関に揺らぎが生じました。NASは日本でも2006年から2007年にVIP回線及び内閣府・日銀・経済産業省・三菱商事・三井物産など35回線を盗聴していたことが発覚しました。政府はこのような事態が明らかになっても強く抗議することはありませんでした。マイナンバー制度は全国民の個人情報が蓄積されますが、この情報が他国機関に筒抜けになるかもしれないと心配するのは全くの危惧なのでしょう。今の内閣はなかなか信用しにくいのです。最後にですね、共通番号が世界が問題が多すぎて採用されていない過去の遺物だということです。マイナンバー制度と同様の制度を実施しているのは韓国やスウェーデンなどほんの一部でしかありません。その韓国では広く民間分野で同じ個人番号が使用され、携帯電話も番号確認で販売されたため、個人番号にひもづいた個人情報が大量に流出する事態になりました。またG8の諸国ではマイナンバー同様の官民共通番号制度の国ではなく、ドイツやイタリアでは納税分野に限定した番号制度を導入していることも明らかのように、

いわゆる先進国の番号制ではない選択を日本はしようとしているのです。以上メリットより実際はデメリットがはるかに多く、共通番号ありきでなく、分野別の番号を個別限定的に繋ぐ仕組みを探るべきで、個人情報が増大され、情報流失の危険も増大されるマイナンバー法の中止と個人番号の通知延期を求めるためにもマイナンバー法は悪法であることを申し上げ、私の反対討論とします。

議

長 賛成討論はございませんか。  
小休します。

(時に 10時09分)

(小休中)

(時に 10時11分)

議

長 再開します。  
これから、議案第52号美波町手数料条例の一部を改正する条例の制定について(条例第16号)を採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 8 ・ 反対 3 )

賛成1番・3番・4番・5番・6番・8番・10番・11番：反対7番・9番・12番  
「起立多数」です。

議案第52号は、原案のとおり可決されました。  
休憩します。

(時に 10時12分)

(小休中)

(時に 10時13分)

議

長 再開します。  
これから、議案第53号 美波町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について(条例第17号)を採決します。  
小休します。

(時に 10時15分)

(小休中)

(時に 10時15分)

議

長 再開します。  
これから、議案第53号 美波町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について(条例第17号)を採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願

います。

(賛成 8 ・ 反対 3 )

賛成 1 番・3 番・4 番・5 番・6 番・8 番・10 番・11 番：反対 7 番・9 番・12 番

「起立多数」です。

議案第 53 号は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

(時に 10 時 15 分)

(小休中)

(時に 11 時 08 分)

議 長

休憩前に続いて再開します。

日程第 8 議案第 54 号平成 27 年度美波町一般会計補正予算  
(第 4 号) を議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務企画課長

総務企画課長

(議案第 54 号の説明をする)

議 長

説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はございませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 54 号平成 27 年度美波町一般会計補正予  
算 (第 4 号) を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願  
います。

(賛成 11 ・ 反対 0 )

「起立多数」です。

議案第 54 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 55 号平成 27 年度美波町国民健康保険事業  
特別会計補正予算 (第 1 号) を議題といたします。

当局の説明を求めます。

保健福祉課長

保健福祉課長

(議案第 55 号の説明をする)

議 長

説明が終わりました。質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

(なし)



「討論なし」と認めます。

これから、議案第 55 号平成 27 年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成 11 ・反対 0 ）

「起立多数」です。

議案第 55 号は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

（時に 11 時 48 分）

（小休中）

（時に 13 時 02 分）

議長 休憩前に引き続き議会を再開致します。

住民生活課長

住民生活課長 すいません、私の方からも 1 点午前中に戎野議員さんからのご質問に対しての訂正をお願い致します。戎野議員さんから個人番号カードの有効期限についての質問がございましたが、20 歳以上のものについては 10 回目の誕生日、20 歳未満のものについては 5 回目の誕生日が正確な個人番号カードの有効期限となっておりますので、申し訳ございませんでした、訂正します。

議長 戎野議員

9 番 議員 成人ですね、そしたら来年その 10 月に来て、それを申請した場合に 20 歳以上で 10 年、ほっから起算しての 10 年ですか、どういうふうに、これ今のんで 10 回目の誕生日に更新するのか、ということは 20 歳の人だったら 30 歳来て更新する。60 まで生きるとしても 20 歳の人だったら 5・6 回は更新せざるをえんていうふうに理解しとったらええですか。

議長 住民生活課長

住民生活課長 すいません、20 歳の方がまあ個人番号カードを取得して 10 回目の誕生日、成人の場合ですが、有効期限となりますのでまた次には 30 歳の誕生日の 때가有効期限ということになるようになります。

議長 よろしいですか。

日程第 10 議案第 56 号平成 27 年度美波町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題と致します。

水道課長  
議

当局の説明を求めます。

水道課長

(議案第 56 号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はございませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 56 号平成 27 年度美波町簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 11 ・反対 0 )

「起立多数」です。

議案第 56 号は、原案のとおり可決されました。

保健福祉課長  
議

日程第 11 議案第 57 号平成 27 年度美波町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。

保健福祉課長

(議案第 57 号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はございませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 57 号平成 27 年度 美波町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 11 ・反対 0 )

「起立多数」です。

議案第 57 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 58 号平成 27 年度 美波町国民健康保険阿部診療所特別会計補正予算(第 1 号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。

由岐支所長

由岐支所長  
議

(議案第 58 号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 58 号平成 27 年度美波町国民健康保険阿部診療所特別会計補正予算(第 1 号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 11 ・ 反対 0 )

「起立多数」です。

議案第 58 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 59 号平成 27 年度美波町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。

保健福祉課長

保健福祉課長  
議

(議案第 59 号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はございませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 59 号平成 27 年度美波町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 11 ・ 反対 0 )

「起立多数」です。

議案第 59 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 14 議案第 60 号平成 27 年度美波町水道事業会計補正予算(第 1 号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。

水道課長

水道課長 (議案第 60 号の説明をする)

水道課長 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 60 号平成 27 年度美波町水道事業会計補正予算(第 1 号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 11 ・ 反対 0 )

「起立多数」です。

議案第 60 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 15 議案第 61 号平成 27 年度美波町病院事業会計補正予算(第 1 号)を議題と致します。

当局の説明を求めます。

日和佐病院事務長

日和佐病院事務長 (議案第 61 号の説明をする)

日和佐病院事務長 説明が終わりました。質疑を行います。

戎野議員

9 番 議員 電子カルテシステム導入のための病院総合情報システムの導入費で 70,000 千円計上されておるんですが、これは利用者にとっても病院に掛りやすくなる利便性の向上のシステムっていうふうな内容になるのか、利用者にとって主などんなサービスがこのシステムの導入によって可能となってくるか、お聞きをしたいわけなんです。そして病院を受けた場合に受診カードがどこの病院でも発行される時代ですが、そのカードをですね、この美波病院と 1 年後の日和佐地区における診療所と両方兼ねて使えるようなカードとなるのか、病院と診療所との間がシステムのオンラインによって繋がれて、どちらでも例えば投薬の手帳のような代わりにですね、投薬管理の情報を含むシステムの改良というものが入ってくるのか、その点をお聞きしたいと思います。

議 長 特定事業調整監

特定事業特定監

ご質問にお答えさせていただきます。今、美波病院の方で今、この総合情報システムの導入について検討させて頂いております。その中では診察カードを一応発行する予定には致しておりますが、その1年後、保健センターの方でその後、事務長の方からあるかもわかりませんが、診察カードをどうするかとか、電子カルテ、情報システムをどうするかっていうことは今後の課題となっておりまして、それを連携させるとかいうことも、今後の課題になると思いますので、そこまではちょっと私の方ではまだ検討段階でもないと思いますので、それを連携する、それを使えるっていうことになるかはどうかは、ちょっと今のところはお答えできないと思います。以上です。

議

長

戒野議員

9 番 議

員

えっとですね、このシステム導入の70,000千円ということは、保健センターの診療所の方でも大体同じぐらい掛るものなんでしょうか、ほしてこの病院と診療所の間を回線で繋いで、どっちからでもできるように、そんなに難しくないように考えるんですが、その点も今後の検討の中に入れて改良して行って頂きたいと思います。従いまして、保健センターの費用も大体どの程度のものか内容と同じようなものになるかお聞きしておきたいと思います。

議

長

特定事業調整監

特定事業調整監

今の美波病院、これからの美波病院のシステムと診療所でもし導入するとなる場合のシステムっていうのは別のシステムになりますので、これだけいるかっていうことはちょっと今、全然試算もしてませんので分かりませんが、まず入院分、入院のシステムについては全然ありませんので、その分は絶対いらぬ、必要ないということになるかと思っております。それと美波病院と保健センターを繋ぐっていうことについても、まだ詳しくは、そういうことについての協議とかもしておりませんので、その辺の費用とかもちょっと今のところ申し上げることはできません。以上です。

議

長

ほかに質疑はございませんか。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論は、ありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第61号平成27年度美波町病院事業会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 11 ・ 反対 0 )

「起立多数」です。

議案第 61 号は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

(時に 13 時 48 分)

(小休中)

(時に 14 時 05 分)

議 長 休憩前に引き続き議案審議を再開します。

本日、町長から議案第 62 号損害賠償の額の決定についてが、提出されています。これを日程に追加し、追加日程第 1 として議題にしたいと思えます。また、日程の順序を変更し、審議したいと思えます。

ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

議案第 62 号 損害賠償の額の決定についてを日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定しました。

議案第 62 号 損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町長

町 長 本日、追加提案させて頂いた議案第 62 号「損害賠償の額の決定について」、その概要をご説明申し上げます。

本年、7 月 16 日から 17 日にかけての台風 11 号の暴風の影響により、北河内住宅のトタン屋根及び櫛ヶ谷住宅の屋上防水シートがはぎ飛ばされ、周辺の家屋や施設等に被害を及ぼしました。また、7 月 30 日に木岐若者住宅周辺で草刈り作業中に、草刈り機による石跳ねによって入居者の車両に損傷を与えました。このため、被害に遭われた皆様の損害について町で損害賠償をさせて頂くこととしておりますが、損害賠償の額が確定したことによりまして、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、簡単ではございますが提案理由の説明とさせて頂きます。なお、議案の詳細につきましては、担当課長から説明

を致させますので、どうぞよろしくお願い致します。

議 長  
住 民 生 活 課 長  
議 長

住民生活課長  
(議案第 62 号の説明をする)  
説明が終わりました。

追加日程第 1 議案第 62 号損害賠償の額の決定についてを議題と致します。

質疑を行います。

中川議員

1 2 番 議 員

町の施設が損害を与えたということで、被害を受けられた方には賠償するのは当然だと思うんですけども、そのこの中にはどんな範囲で賠償しているんでしょうか。例えば窓ガラスが割れたらガラスを直すだけというか、それから慰謝料を払うとか、そんな何か基準みたいなもんはあるんでしょうか。お願いします。

議 長  
住 民 生 活 課 長

住民生活課長  
周辺住民の方にお伺いしながら原型復旧というかたちで賠償をさせて頂いております。

議 長  
1 2 番 議 員

中川議員  
ということは町の施設ということは、例えば庭木のようなものはどんなんですか、ほんな基準とかほんなんはありますか。この場合は屋根というはつきりとしたあれやけんど。

議 長  
住 民 生 活 課 長  
議 長

住民生活課長  
今回の賠償につきましては、家屋であるなり施設であるなりっていうこととございます。立木等は含まれてありません。ほかに質疑はありませんか。

議 長  
1 0 番 議 員

向山議員  
今日説明を受けたのは、先日全協で説明を受けたんと全員一緒なんですよね。それと財源については保険の方はその後状況は分かったのか、説明、保険で対応できるんかっということと、後、その 9 の損害賠償の額の決定で事故の概要で、木岐保育園ってなっておるのは、これっちゃこども園になってないのかなあと思うんですが。

議 長  
住 民 生 活 課 長

住民生活課長  
確かにご指摘にとおり、木岐保育園というかその周辺、若者住宅周辺の草刈りをしていた時でございます。保険につきましては、その草刈り作業中のものについては、なんらかの保険で賄われるものと思っております。すいません、木岐こども園でございます、失礼しました。

議 長 他に質疑はございませんか。

丸龍議員

1 1 番 議 員 被害に遭われた方は大変お気の毒な。その 9 の件について  
ですね、この事故の概要をもう少し詳しく説明をして頂きたい  
と思います。というのは全協でもお話あったんですが、事  
事故後、数日経過しとったと、ほのなぜこう草刈りの時にすぐ  
に気が付かなかったのか、そこの対応ですね。あんなけの石  
が飛んでですね、なぜ気が付かんのか、ほれ私不思議でしょ  
うがないんやけど、ほこのところ詳しく説明をお願いします。

議 長 住民生活課長

住 民 生 活 課 長 誠に申し訳ございません。草刈り作業をしておりました者  
については、その場では気が付いておりませんでした。住民  
の入居者の方から 1 週間後ほどに洗車をした際に、石跳ねに  
よって車に傷がついているという申出がございまして、それ  
で対応、その後さして頂いたということでございます。

議 長 他に質疑はございませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 62 号 損害賠償の額の決定についてを採決  
します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願  
います。

(賛成 11 ・反対 0 )

「起立多数」です。

よって議案第 62 号は、原案どおり可決されました。

日程第 16 「常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件」  
を議題と致します。

各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 73 条の規定  
によって、お手元に配りました「所管事務の調査事項」につ  
いて、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とするこ  
とに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。



したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 17 「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題と致します。

議会運営委員長から、会議規則第 73 条の規定によって、お手元に配りました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 18 「委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。

各委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第 73 条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。会議規則第 7 条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。これで本日の会議を閉じます。

平成 27 年第 3 回美波町議会 定例会を閉会します。  
お疲れ様でした。

(時に 14 時 20 分)

左記、会議の次第は書記の記載したものであるが、その正確を証するために署名する。

平成 27 年 12 月 10 日

美波町議会議長

岩瀬 公

議会議員

江本 昇

議会議員

北山 朝彦